

**平成31年度
国の施策・予算に対する提案・要望**

平成30年6月



平成31年度国の施策・予算に対する提案・要望



さいたま市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市は、人口129万人を有する日本を代表する大都市として、大きく成長を続けております。一方で、今後は、少子高齢化の急速な進展により、地域力の低下が懸念されるとともに、公共施設の老朽化や社会保障関連経費等の増大により財政運営も厳しさを増すことが見込まれます。

私は、このような課題を克服し、将来も成長・発展していくために、これから約5年、10年が本市の将来にとって最も重要な時期であると認識しております。このため、様々な施策を通じ、本市を取り巻く厳しい状況の影響を少しでも緩やかなものにし、持続可能な発展を続ける東日本の中核都市としての礎を築くとともに、現状に満足することなく、市民満足度90%の達成を目指してまいります。

今後はこれまで以上に、「東日本の中核都市」形成のための都市機能の充実やインフラ整備、防災対策の強化等、未来に向けた積極的な投資の実施、「上質な生活都市」づくりのための教育・子育て支援の充実、健幸（けんこう）長寿社会に向けた対策強化等への取組、これらを下支えする強い行財政基盤の構築をしてまいります。

本要望書は、本市の様々な取組を進めるに当たり、国において制度及び予算などについて、御検討いただきたい主な事項を取りまとめております。

つきましては、国も厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、今後の施策の展開に当たり、さいたま市の要望実現に向けて、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年6月

さいたま市長 清山 勇人

目 次

1 環境・アメニティ

1 民有地における無電柱化の促進による「低炭素型」レジリエンス社会の実現	2
2 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進	4
3 小型家電リサイクル制度の継続的・安定的運用への取組の推進	6

2 健康・福祉

重点	4 保育士の待遇改善と人材確保の推進	8
	5 予防接種制度の見直し	10
	6 困難を有する子ども・若者に対する支援	12
重点	7 無料低額宿泊所等に対する最低基準について	14
	8 幼児教育・保育の無償化に伴う環境整備等の更なる支援	16
新規	9 子育て安心プランの実現に向けた支援の強化	18
新規	10 重度障害者の就労支援について	20
新規	11 地域型保育事業の連携施設制度に係る要件緩和	22

3 教育・文化・スポーツ

12 いじめ問題等に対する専門家の配置拡充	24
13 義務教育施設等の改修等の促進	26
14 公民館施設のバリアフリー化に係る補助制度の創設	28
15 学校における指導・運営体制の強化・充実等	30
新規 16 児童生徒用タブレット型コンピュータの整備	32
新規 17 小学校段階におけるプログラミング教育用教材の整備	34

4 都市基盤・交通

重点	18 埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）の延伸促進	36
重点	19 新幹線の大宮駅始発復活及び大宮駅機能の高度化等に向けた支援	38
	20 駅のバリアフリー化に対する支援の強化	40
重点	21 新大宮上尾道路の整備促進	42
	22 道路整備事業に対する支援	44
	23 与野大宮道路の事業中区間の早期完成及び未着手区間の早期事業化	46
	24 市街地整備事業等に対する支援	48

5 産業・経済

25 地域若者サポートステーション事業の安定的継続実施	50
-----------------------------	----

目 次

6 安全・生活基盤

重点	26 広域防災拠点都市づくりへの支援	52
	27 耐震化の促進による安心減災都市づくり	56
	28 荒川水系河川整備計画の促進	58
新規	29 下水道施設の改築への国費支援の継続	60
	30 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決	62
新規	31 女性消防吏員の更なる活躍の推進に向けた施設整備の財源確保について	64

7 交流・コミュニティ

新規	32 文化芸術活動支援策の更なる充実	66
-----------	--------------------	----

8 行財政改革

	33 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	68
--	----------------------------	----

目次（省庁別）

内閣官房

8 幼児教育・保育の無償化に伴う環境整備等の更なる支援	… 16
30 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決	… 62

内閣府

4 保育士の処遇改善と人材確保の推進	… 8
6 困難を有する子ども・若者に対する支援	… 12
8 幼児教育・保育の無償化に伴う環境整備等の更なる支援	… 16
9 子育て安心プランの実現に向けた支援の強化	… 18
11 地域型保育事業の連携施設制度に係る要件緩和	… 22

総務省（・消防庁）

26 広域防災拠点都市づくりへの支援	… 54
31 女性消防吏員の更なる活躍の推進に向けた施設整備の財源確保について	… 64
33 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	… 68

文部科学省（・文化庁）

8 幼児教育・保育の無償化に伴う環境整備等の更なる支援	… 16
12 いじめ問題等に対する専門家の配置拡充	… 24
13 義務教育施設等の改修等の促進	… 26
14 公民館施設のバリアフリー化に係る補助制度の創設	… 28
15 学校における指導・運営体制の強化・充実等	… 30
16 児童生徒用タブレット型コンピュータの整備	… 32
17 小学校段階におけるプログラミング教育用教材の整備	… 34
32 文化芸術活動支援策の更なる充実	… 66

厚生労働省

4 保育士の処遇改善と人材確保の推進	… 8
5 予防接種制度の見直し	… 10
6 困難を有する子ども・若者に対する支援	… 12
7 無料低額宿泊所等に対する最低基準について	… 14
8 幼児教育・保育の無償化に伴う環境整備等の更なる支援	… 16
9 子育て安心プランの実現に向けた支援の強化	… 18
10 重度障害者の就労支援について	… 20
11 地域型保育事業の連携施設制度に係る要件緩和	… 22
25 地域若者サポートステーション事業の安定的継続実施	… 50

目次（省庁別）

国 土 交 通 省

1 民有地における無電柱化の促進による「低炭素型」レジリエンス社会の実現	… 2
2 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進	… 4
18 埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）の延伸促進	… 36
19 新幹線の大宮駅始発復活及び大宮駅機能の高度化等に向けた支援	… 38
20 駅のバリアフリー化に対する支援の強化	… 40
21 新大宮上尾道路の整備促進	… 42
22 道路整備事業に対する支援	… 44
23 与野大宮道路の事業中区間の早期完成及び未着手区間の早期事業化	… 46
24 市街地整備事業等に対する支援	… 48
26 広域防災拠点都市づくりへの支援	… 52
27 耐震化の促進による安心減災都市づくり	… 56
28 荒川水系河川整備計画の促進	… 58
29 下水道施設の改築への国費支援の継続	… 60

環 境 省

2 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進	… 4
3 小型家電リサイクル制度の継続的・安定的運用への取組の推進	… 6

1 環境・アメニティ

1 民有地における無電柱化の促進による「低炭素型」 レジリエンス社会の実現

①提案・要望事項

- 官民一体となった民有地を活用した無電柱化モデルについて先導的な事例を示し、周知を図ること
- 民有地を活用して先導的に無電柱化に取り組む民間事業者等に対する支援制度を創設すること

②提案・要望の実現効果

【無電柱化の効果】



レジリエンス性高

【無電柱化の課題】



【本市が実際に公民連携で行った事例】

■第3回ジャパン・レジリエンスアワード(強靭化大賞)優秀賞受賞(平成29年3月)



モデル街区のコモンスペース
民間事業者：中央住宅・高砂建設・アキュラホーム
東電ケンブランニング 地域開発カンパニー

③背景・理由

【無電柱化の必要性】

- 我が国においては、かねてから無電柱化に取り組んできており、平成28年12月には、災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図ることなどを目的とした「無電柱化の推進に関する法律」を制定している。
- しかしながら、全国に3,550万本あるとされる電柱の多くは、対策費用等の面からその多くは進んでおらず、100パーセント無電柱化されたロンドンやパリなど世界の主要都市に対して、我が国の無電柱化率は全国で1パーセントにとどまり、最も無電柱化が進む東京23区であっても無電柱化率は8パーセントとなっている。
- 平成30年4月には国において「無電柱化推進計画」が定められ、税制措置や占有料の減額のほか、国・地方公共団体他関係者間の連携の強化等について示されたが、主に道路等の公共用地が想定されており、民有地を活用する事例への支援措置は示されていない。現状、実施地のスペースやコストにより事業を断念することが多く、実質、無電柱化は進んでいない状況である。

【本市の取組】

- このような中、本市では、平成29年3月「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の重点プロジェクトであるスマートホームコミュニティ事業において、地元ハウスメーカーや電気・通信事業者と連携し、民有地である住宅敷地の一部を共用するという手法により、通常の6割程度の工費で無電柱化を実現した。平成31年度までに2街区の整備も予定しており、将来的には同モデルを市内他地域へ展開することを目指している。
- 本市が実現したモデルは、再生可能エネルギー等を活用した地域における電気や熱などの地産地消システムの構築に応用でき、低炭素なまちづくりにも寄与することも期待できる。今後、無電柱化を加速していくためには、このような民間事業者等による取組が不可欠と考える。
- 一方、民有地を活用する手法は、民間事業者等が自ら実施することにより、コストを削減できるが、地方自治体が道路下に実施する場合と異なり、民間事業者等の全額自己負担になる。

【無電柱化促進に必要となる事項】

- 以上のことから、国においては、官民一体となった民有地を活用した無電柱化モデルについて先導的な事例を示し、広く周知を図るとともに、民有地を活用して先導的に無電柱化に取り組む民間事業者等に対する支援制度を創設することを要望するものである。

[担当：環境局環境共生部環境未来都市推進課長 大塚 一晴 TEL 048-829-1455]

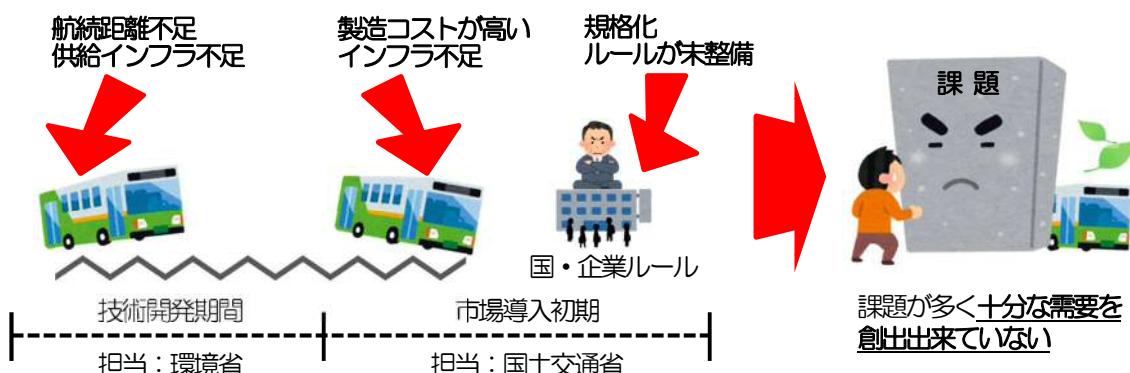
2 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進

①提案・要望事項

- 1 電気（EV）バスや圧縮天然ガス（CNG）車両など、次世代自動車の開発や量産化、電源活用の拡大など、普及に資する公民が連携して行う先導的な取組に対しては、継続的かつ一体的な支援を行うこと
- 2 市場導入初期段階であるため、価格が従来車に比べ高額になる次世代自動車を、民間事業者等が率先して導入できるよう、補助等により価格差に対する支援を継続的に行うこと

②提案・要望の実現効果

【地域交通への次世代自動車導入の課題】



【先導的な取組への一体的な支援】



【想定される効果】

平時

- ・徹底したCO₂削減と環境技術の向上
- ・エネルギーインフラが脆弱な地域の公共交通支援

災害時

- ・エネルギーの分散化による確実な輸送力の確保
- ・電源活用の拡大で国土強靭化のバックアップ

③背景・理由

- 本市はこれまで「E-KIZUNA Project」として、自動車メーカーと社会インフラを担う駐車場運営事業者などと、次世代自動車普及の課題に対して、公民+学の連携により、共に汗をかき解決に向けて努力してきたところである。
- 国も2017年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017」において、徹底した省エネルギーの推進として、2030年における新車販売に占める次世代自動車の販売台数の割合を平成28年度の3.6割から5～7割とすることを目指し、引き続き普及促進に努めている。
- 省エネルギーの推進には、電源活用も期待できるEVバスを地域のバスとして導入することが効果的であるが、現時点では量産化が進まず、いまだ価格が高騰期にある。また、昨今、国土強靭化の視点から再び期待が高まり、本市では継続して導入支援を行っているCNG車両については、開発・製造から撤退する自動車メーカーが相次いだことから、用途に応じた車両の選択が困難となっており、民間における次世代自動車の普及は一向に進んでいない。
- これらは、開発段階で一定程度課題を抱える次世代自動車に対する継続的な支援がないため、メーカーが開発を継続することや、民間事業者等による積極的な導入に至るまでの十分な需要創出が出来ていないことに起因する。
- そのため、国がEVやCNG、燃料電池バスなど次世代自動車の本格的な普及に向け、技術開発や量産化、規格化やルール作り、財政支援など**一体的な支援を一定程度継続することを要望するものである。**
- また、本市では、未利用エネルギー（電車の回生電力）を活用したEVバスの運行と、災害時にEVバスを地域の電源として活用する、「ハイパーエネルギーステーションV」を整備していくことを計画している。
- このような市場導入初期段階において、価格が従来車に比べ高額になる次世代自動車を、民間事業者等が率先して導入できるよう、補助等により**価格差に対する支援を継続的に行うこと**を要望するものである。

[担当：環境局環境共生部環境未来都市推進課長 大塚 一晴 TEL 048-829-1455]

3 小型家電リサイクル制度の継続的・安定的運用への取組の推進

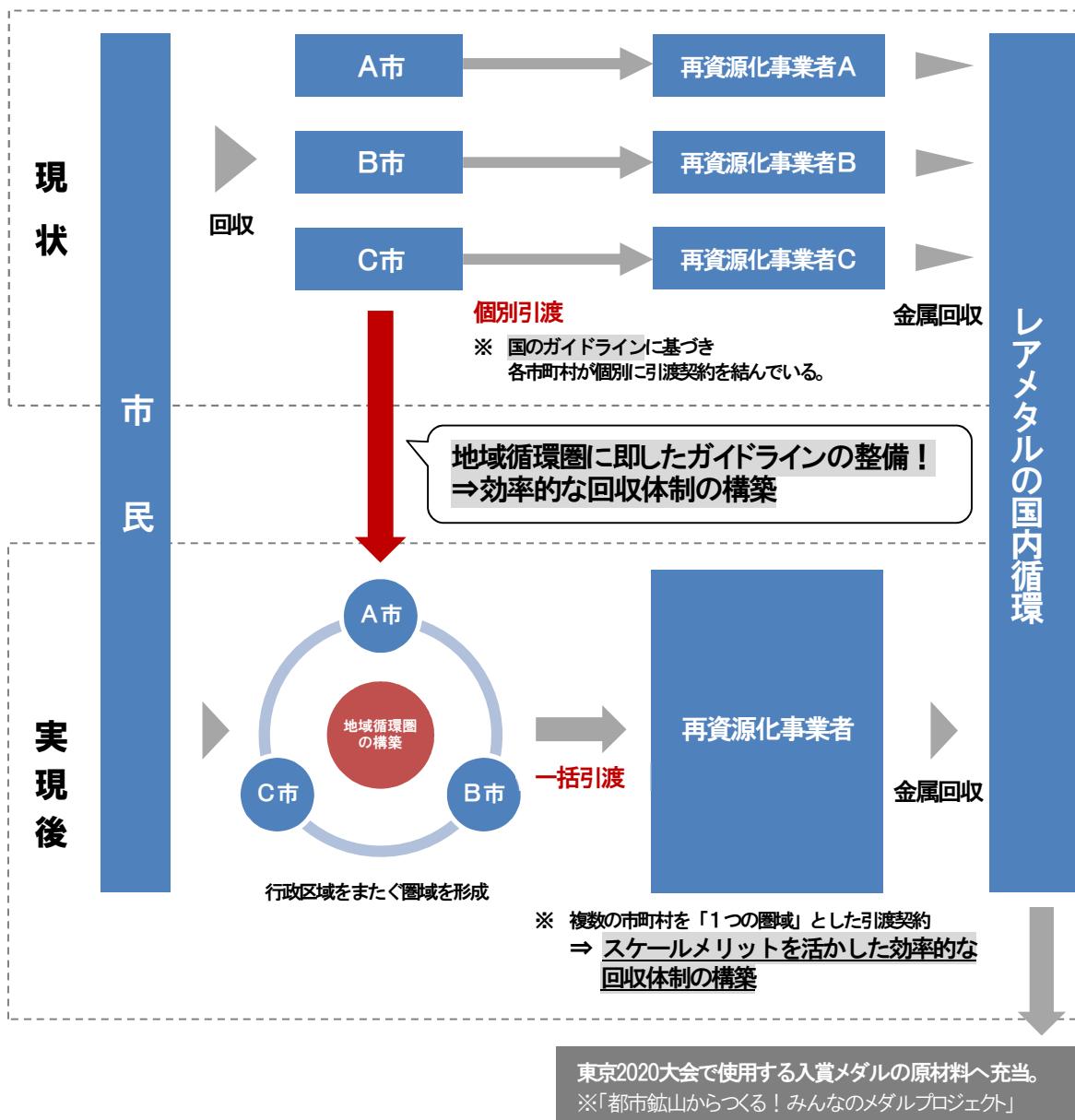
①提案・要望事項

効率的な回収体制の構築に向けた総合的な支援を行うこと

②提案・要望の実現効果

効率的な回収体制の構築に向けた総合的な支援の実施

「地域循環圏」の普及促進



③背景・理由

- ・ レアメタルを含む希少金属の国内循環を目的とした「小型家電リサイクル法」の施行後5年が経過し、平成29年4月からは東京2020大会で使用する入賞メダルの原材料に小型家電から抽出されるリサイクル金属を用いる「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」がスタートする等、小型家電リサイクル制度の普及や回収率の向上に向けた機運が高まっている状況である。
- ・ しかしながら、鉄や銀等の資源価格は、中国景気の低迷等により下落傾向にある。そのため、現在、有償である小型家電等の再資源化事業者への引渡しが逆有償に転じる恐れがあり、その場合、参画自治体の事業からの撤退が懸念され、制度そのものの継続が難しくなる。
- ・ 小型家電リサイクル制度の恒久的な運用を実現するためには、再資源化事業者との引渡し契約を市町村単位ではなく、一定の圏域ごとに行う「地域循環圏」の構築による効率的な回収体制を検討・整備していく必要がある。
- ・ 国においても、平成24年7月に策定した「地域循環圏形成推進ガイドライン」のなかで「使用済小型電子機器等の利活用の高度化を軸にした地域循環圏」をはじめとした地域循環圏の形成を推進する方針を示し、平成28年7月には同ガイドラインの内容を補完する「地域循環圏形成の手引き～地域内にある循環資源の利用拡大に向けて」を作成・公表している。
- ・ しかし、小型家電リサイクルにおける地域循環圏の構築に際して課題となる「複数の市町村を一主体とした引渡し契約に関する具体的な手法」等が、平成26年4月に国が示した「市町村 - 認定事業者の契約に係るガイドライン」に示されておらず、複数の市町村を主体とした「地域循環圏」の形成は進んでいない状況である。
- ・ 以上から、効率的な回収体制を構築し、安定的な制度運用を図るため、国には「地域循環圏」の考えに即した「ガイドライン」の改定等、複数の市町村を主体とした「地域循環圏」の普及促進に向けた実効性ある支援を要望するものである。

2 健康・福祉

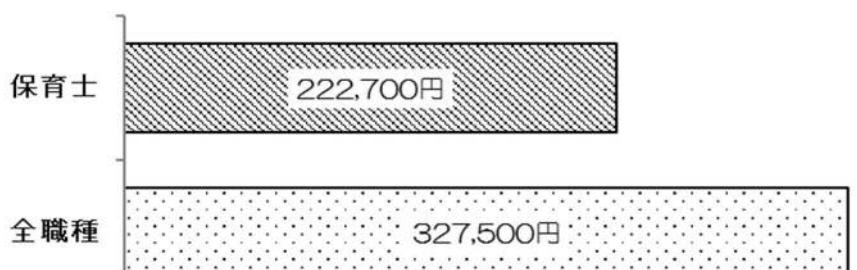
重点 4 保育士の処遇改善と人材確保の推進

①提案・要望事項

- 1 保育士が安定的・継続的に働くことができる処遇を実現するため、保育所等の職員給与の更なる改善につながる保育士の適正な給与水準の公表など、運営費等の経理に係る基準の見直しを見据え、保育士の労働実態の広域的な把握・調査をすること
- 2 保育士宿舎借り上げ支援事業などの保育士確保施策や保育の質の向上・安心安全に資する看護師及び栄養士の配置の強化支援について、恒久的な制度とし財政措置を図ること

②提案・要望の実現効果

埼玉県における平均給与月額（平成29年度）



★賃金と希望が合わず、保育士の就業促進・定着に繋がらない!!
★他職種と比較しても、保育士の給与月額が低い!!

★給与改善をはじめ、保育士宿舎借り上げ支援事業など保育士の処遇の充実により、保育士の就業意欲の向上や離職防止につながり、安定的な保育所等の運営が図られる!!

- ・児童の容態の急変
- ・障害を有する児童の対応
- ・食物アレルギー症状への対応

看護師の配置支援



安心安全な
保育の実現



- ・食物アレルギーの対応
- ・食育の推進

栄養師の配置支援



③背景・理由

1 保育士の労働実態の広域的な把握・調査について

- 保育士が安定的・継続的に働くことのできる処遇を実現するため、保育士の適正な給与水準の公表など、運営費等の経理に係る基準を見直すことを見据え、賃金だけでなく、首都圏における保育士の労働実態（勤務時間、年代別給与、離職率等）も広域的に把握・調査することを要望するものである。

2 保育士確保のための施策の更なる拡充について

- 保育需要を踏まえた安定的な保育士確保に向け、保育士宿舎借り上げ支援事業など保育士確保のための施策の更なる充実と恒久的な制度とする必要がある。
- 保育所等の利用希望者が増加する中、更なる保育の量的拡大を図るために、保育士の確保が不可欠であり、本市でも、保育ニーズの増加や保育所等の加速的な整備計画を勘案すると、平成31年4月に向けて新たに約300人の保育士を確保する必要がある。
- 保育の質の向上や安心安全の確保の観点から、低年齢児、障害児の保育や体調不良児等に対応するために必要な看護師を配置する保育施設に対し、運営費加算を創設し支援していく必要がある。また、食物アレルギーや食育に適切に対処するために必要な栄養士の配置に対しては、現状の栄養管理加算では不十分であるため、支援策を強化する必要がある。
- 以上から、保育士確保や保育の質の向上のための施策の更なる拡充を図り、国において十分な財政措置を講ずることを要望するものである。

④参考

●さいたま市内の民間認可保育所における栄養士・看護師配置状況

(平成29年4月1日現在)

	配置施設		配置人数
	施設数	割合	
看護師	42 施設	30.7 %	47 人
栄養士	55 施設	40.1 %	89 人

(全137施設)

●さいたま市独自の看護師配置に関する規定 (さいたま市民間保育所設置認可等実施要綱)

0歳児が9人以上入所している保育所にあっては、保健師又は看護師を配置する事

⇒さいたま市は必置としている！

※国は平成10年の運営基準改正により、保健師又は看護師を必置としないこととしている。
(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

5 予防接種制度の見直し

①提案・要望事項

- 有効性、安全性が確保されたワクチンは、早期に定期接種化すること
- 予防接種法に基づき実施する定期予防接種については、国の責任において、全額国庫負担とすること

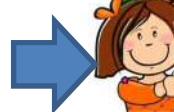
②提案・要望の実現効果

○子どもの安全

子どもの予防接種法に基づかないワクチン（有料）

- ◎流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ◎ロタウイルス

定期接種化



全ての子ども達に
安全なワクチンを
無料で！！



★実現すれば、
保護者の経済
状況に関わらず、
全ての子
どもが、ワクチン
で防げる病気
を予防できる

○財政負担

（現状）予防接種法に基づく定期接種

- ◎BCG
- ◎4種混合
- ◎麻疹・風疹
- ◎日本脳炎
- ◎ヒブ
- ◎小児用肺炎球菌
- ◎水痘
- ◎B型肝炎
- ◎ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）
- ◎高齢者インフルエンザ
- ◎成人用肺炎球菌

（現状）自己負担無し
(成人対象のワクチンは、一部自己負担あり)

（現状）予防接種法に基づかない任意接種

- ◎流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ◎ロタウイルス

（現状）全額自己負担

市費負担（推計）

6億5000万円

※平成30年度当初予算

定期接種化した場合の市費負担（推計）

1億円

※対象者、回数等の条件により増減

※2ワクチンが定期接種化された場合

約7億5000万円の財政負担

全額国庫負担

★実現すれば、自治体の
財政状況によらず、安定
的な実施が可能に！

③背景・理由

1 早期の定期接種化

- 平成26年3月に「予防接種に関する基本的な計画」が公布され、「予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防する」との基本理念が明示された。
- 国の責任において、**有効性・安全性・公平性の確保されたワクチンは、早期に定期接種化し、保護者の経済状況に関わらず、全ての子どもが、ワクチンで防げる疾病を予防できるようにしなければならない。**
- 以上から、全ての子ども達に安全なワクチンを無料で接種するために、**有効性、安全性が確保されたワクチンは、早期に定期接種化することを要望するものである。**

2 定期予防接種に係る財源確保

- 予防接種法に、定期予防接種の実施主体は市町村であり、それに要する費用は市町村の支弁とするとされており、**支弁した費用に対しA類疾病では9割、B類疾病では3割程度が地方交付税により措置されている。**
- しかし、近年の定期予防接種の対象疾患の拡充により市町村の財政負担が重くなったことに加え、1に挙げた早期の定期接種化が実現した場合は、その財政負担がさらに加重されることとなり、**本市においては約8億円となる負担が発生する試算である。**
- そもそも、予防接種法に基づく定期予防接種は、伝染のおそれがある疾病的発生及び蔓延を予防し、国民の健康の保持に寄与するため、**国の責任において実施すべきものである。**
- 以上から、予防接種法に基づく**定期予防接種に要する経費は全額国庫負担とすることを要望するものである。**

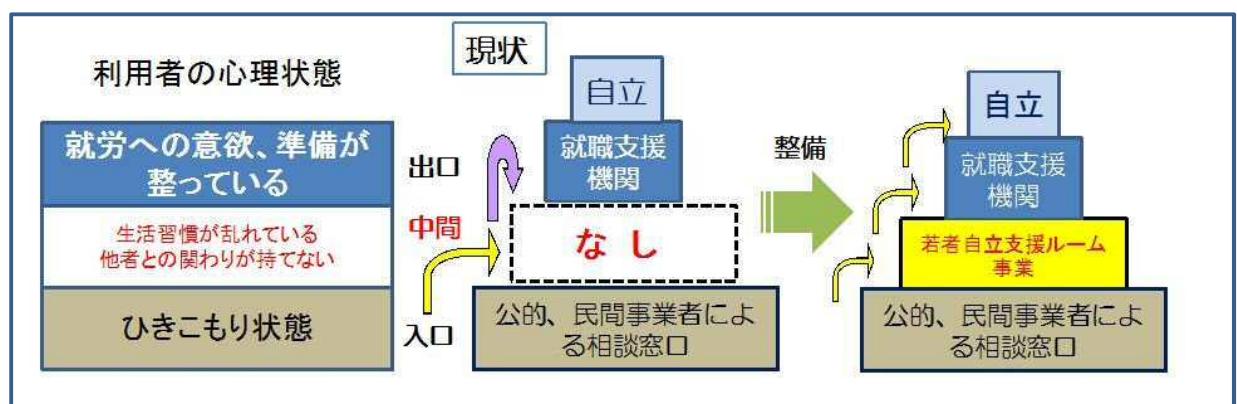
[担当：保健福祉局保健所疾病予防対策課長 嘉悦 明彦 TEL 048-840-2216]

6 困難を有する子ども・若者に対する支援

①提案・要望事項

困難を有する子ども・若者の総合的な自立支援施策を展開するための中間支援（居場所づくり）について、必要な財源を措置し普及を図るとともに、就労や復学等に向けた支援を行うこと

②提案・要望の実現効果



より円滑に自立が果たせるよう
中間支援（居場所づくり）が必要！

若者自立支援ルーム事業(さいたま市独自)

- ・さいたま市では困難を有する子ども・若者への中間支援として、独自に居場所を設置し、平成29年度利用登録者数210人に対し社会生活支援等の総合支援プログラムを実施。
- ・次のステップである地域若者サポートステーションさいたまなどと連携支援をすることにより、多くの就学・就労者等の進路が決定。

中間支援を公的に制度化することで、円滑な自立支援が可能になる！！

③背景・理由

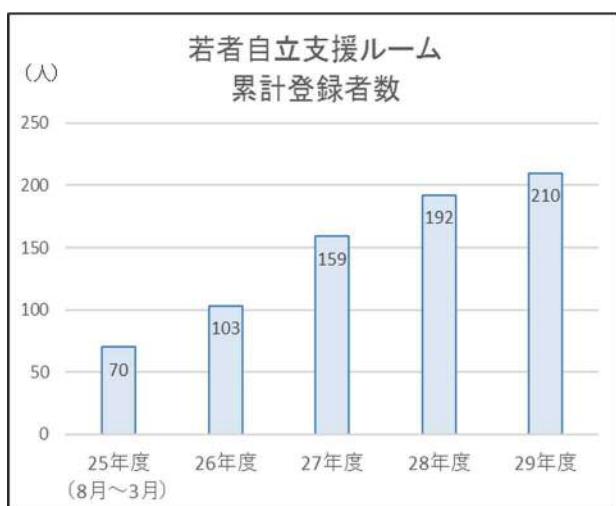
- 本市では、困難を有する子ども・若者への支援ネットワーク構築の取組として、社会生活支援等の総合支援プログラムを提供する**若者自立支援ルーム事業**を運営し、より円滑な社会的自立支援が可能となるよう、中間支援を行っている。
- 国では、困難を有する子ども・若者の居場所づくりとして、非行少年や要保護児童の居場所づくりについては支援しているものの、**非行や保護に至らないが社会生活支援の必要な若者の居場所づくりに対する支援は不十分な状況**にある。
- 以上から、困難を有する子ども・若者に対する国の支援策の充実を図るために、地方が独自で行っている中間支援（居場所づくり）について、国が必要な財源を措置し、普及・支援を行うことを要望するものである。

④参考

○さいたま市若者自立支援ルーム



- 開設 平成25年8月
- 事業 30歳代までの自立を目指す若者を対象に、集団・共同作業、就労・復学等準備作業等の自立支援プログラムを実施し、より円滑に自立を果たせるよう支援している。
- 利用料 無料
- 利用人数 1日40人程度



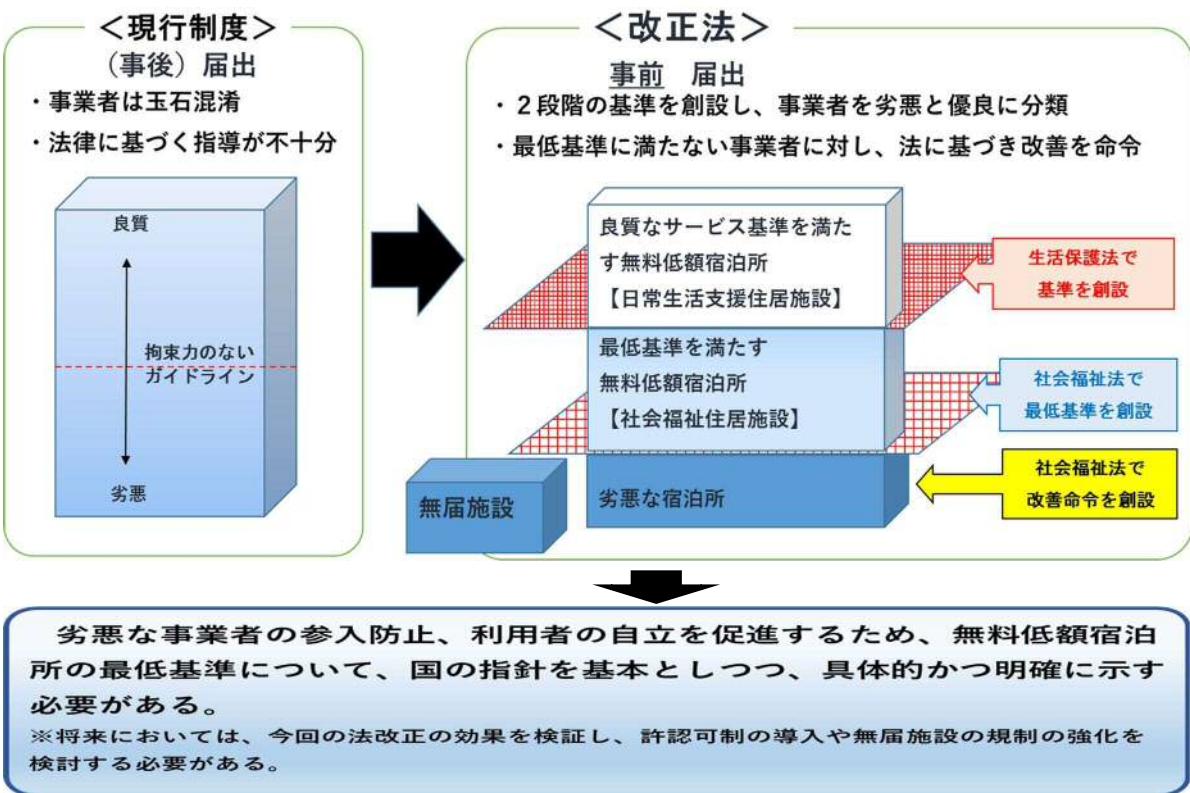
[担当：子ども未来局子ども育成部青少年育成課長 五島 みゆき Tel 048-829-1713]

重点 7 無料低額宿泊所等に対する最低基準について

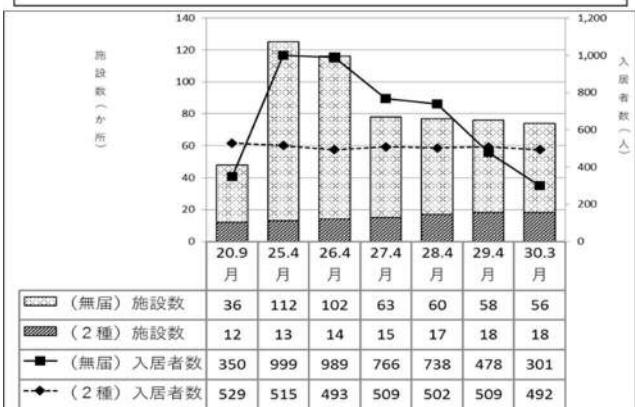
①提案・要望事項

無料低額宿泊所の最低基準について、平成27年に改正した「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を基本としつつ、基準を明確に示すこと

②提案・要望の実現効果



さいたま市内の無料低額宿泊所、無届施設の推移



過去に実在した無届施設の居室



③背景・理由

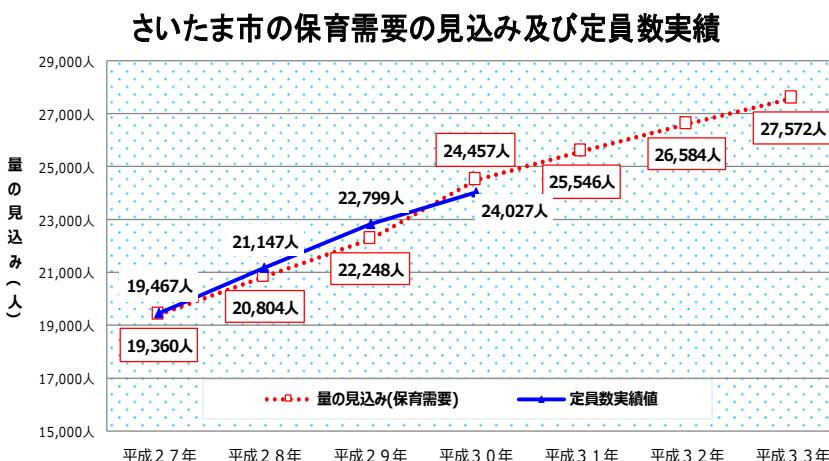
- ・ 社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊所に関しては、法令に設備・運営等に関する基準が規定されておらず、国が平成27年に改正した「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」に基づいて、自治体は、ガイドライン等を制定し事業者に対して指導を行っている。
- ・ また、無料低額宿泊所と同様の事業を行いながら、届出の義務を果たしていない事業者の中には、経営が不透明であったり、利用者に劣悪な居住環境を提供するなど、利用者の弱い立場につけこむ貧困ビジネスも散見され、大きな社会問題となっている。
- ・ そのため本市では、平成25年10月に「さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」を制定し、事業者に対して業務の適正化を求めるとともに利用者の自立支援を促し一定の成果を上げている。しかしながら、事業者に対する規制等は一自治体の取組ではなく、法律により全国的に行われるべきであることから、「無料低額宿泊所等に関する法的整備」として継続要望してきたところである。
- ・ 今般、国会において社会福祉法の改正法が成立し、第2種社会福祉事業において住居の用に供するための施設を「社会福祉住居施設」として位置づけ、更に無料低額宿泊所においては、事前届出制の導入、施設の設備基準、改善命令等が規定されている。なお、施設の設備基準、福祉サービスの提供などの運営基準については、都道府県に条例制定を課し、国は標準となる基準を省令で定めることとしているが、現時点において省令案は示されておらず、規制の程度は不明である。また、事前届出制についても、届出制であることには変わらず、不適切な事業者の参入を防止する観点から不十分と言わざるをえない。さらに、いわゆる無届事業者に対する規制も不十分である。
- ・ 以上のことから利用者に対する良質なサービスの確保、及び自立を促進するため、事業者が提供する施設の設備基準や福祉サービスの提供については、「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を基本としつつ、具体的かつ明確な標準となる基準を定めるよう要望する。合わせて許認可制の導入や、無届施設の規制を図る必要があることから、無届施設の定義等についての法整備を要望するものである。

8 幼児教育・保育の無償化に伴う環境整備等の更なる支援

①提案・要望事項

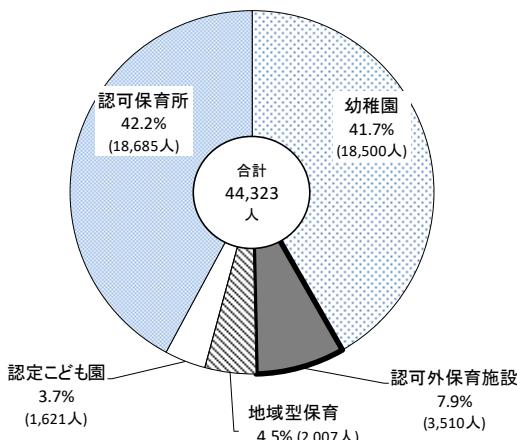
- 1 幼児教育・保育の無償化により、新たな保育需要の喚起が想定されることから、施設の量的拡大に対し、更なる財政支援の強化を図るとともに、幼児教育・保育の人材確保や質の向上に必要な財源を確保すること
- 2 幼児教育・保育の無償化にあたっては、地方に新たな財政負担が生じないよう、地方の意見を十分に踏まえた制度設計、財政措置を図ること
- 3 認可外保育施設や幼稚園の預かり保育の無償化にあたっては、認可保育所との間で費用負担の不均衡が生じないようになるとともに、市町村の事務負担軽減を図ること

②提案・要望の実現効果



認可保育所、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設、幼稚園預かり保育など、多様な保育の提供により保育の受け皿を確保していく!!

さいたま市の幼児教育・保育の施設別利用割合



本市の認可外保育施設の利用児童数は、全幼稚園・保育園の利用児童数の約1割を占めており、本市の待機児童解消の一翼を担っている!!

※平成30年4月1日時点(幼稚園、認定こども園(幼稚園機能部分))は平成30年5月1日時点)

③背景・理由

1 保育施設の整備及び保育人材の確保について

- 本市の保育需要は、平成31年度以降も毎年1,000人程度の増加を見込んでいる。幼児教育・保育の無償化により更なる増加が想定される保育需要に対応するため、保育施設の整備に係る財政措置を行うよう要望する。
- また、量的拡大を図ることで必要となる、待遇改善等による人材確保策や保育の質の向上に資する各種研修等に対して、財政措置を含めた国からの支援の強化を要望する。更に、今後、多様化する働き方を支えていくために、病児保育や障害児保育等に対しても財政措置の拡充を要望するものである。

2 幼児教育・保育の無償化に伴う財政措置について

- 認可保育所等の保育料等については、現状の国基準の保育料等が高額なため、各自治体は、利用者（保護者）が負担すべき保育料等の一部を代わりに負担している。
- 以上から、無償化にあたっては、利用者の実負担分のみでなく、国基準の保育料分や幼稚園就園奨励費補助金の拡大分を国がすべて負担するなど、市町村に新たな負担が生じないよう、地方の意見を十分に踏まえた制度設計、財政措置を行うよう要望するものである。

3 認可外保育施設等利用者の保育料について

- 本市では、平成30年4月の幼稚園・保育園の利用児童数44,323人のうち、認可外保育施設の利用児童数は、3,510人で全体の7.9パーセントを占めており、また、市内の私立幼稚園95園のうち、93園（97.9パーセント）で預かり保育を実施しているなど、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育が待機児童解消の重要な受け皿となっている。
- 以上から、認可保育所との間で費用負担の不均衡が生じないよう、認可外保育施設の保育料や幼稚園の預かり保育に係る利用者負担の軽減についても財政措置を行うよう要望するものである。
- なお、これらの無償化にあたっては、保育の必要性の認定や償還払いに関する事務、認可外保育施設に対する指導監督業務などの増大が見込まれるため、市町村の事務負担軽減につながる制度設計を行い、余裕を持って準備できるようスケジュールを早期に提示することを要望する。

[担当：子ども未来局幼児未来部幼児政策課長]

大砂 武博 TEL 048-829-1887]

[担当：子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課長]

江幡 暉弘 TEL 048-829-1926]

[担当：子ども未来局幼児未来部保育課長]

星野 公男 TEL 048-829-1863]

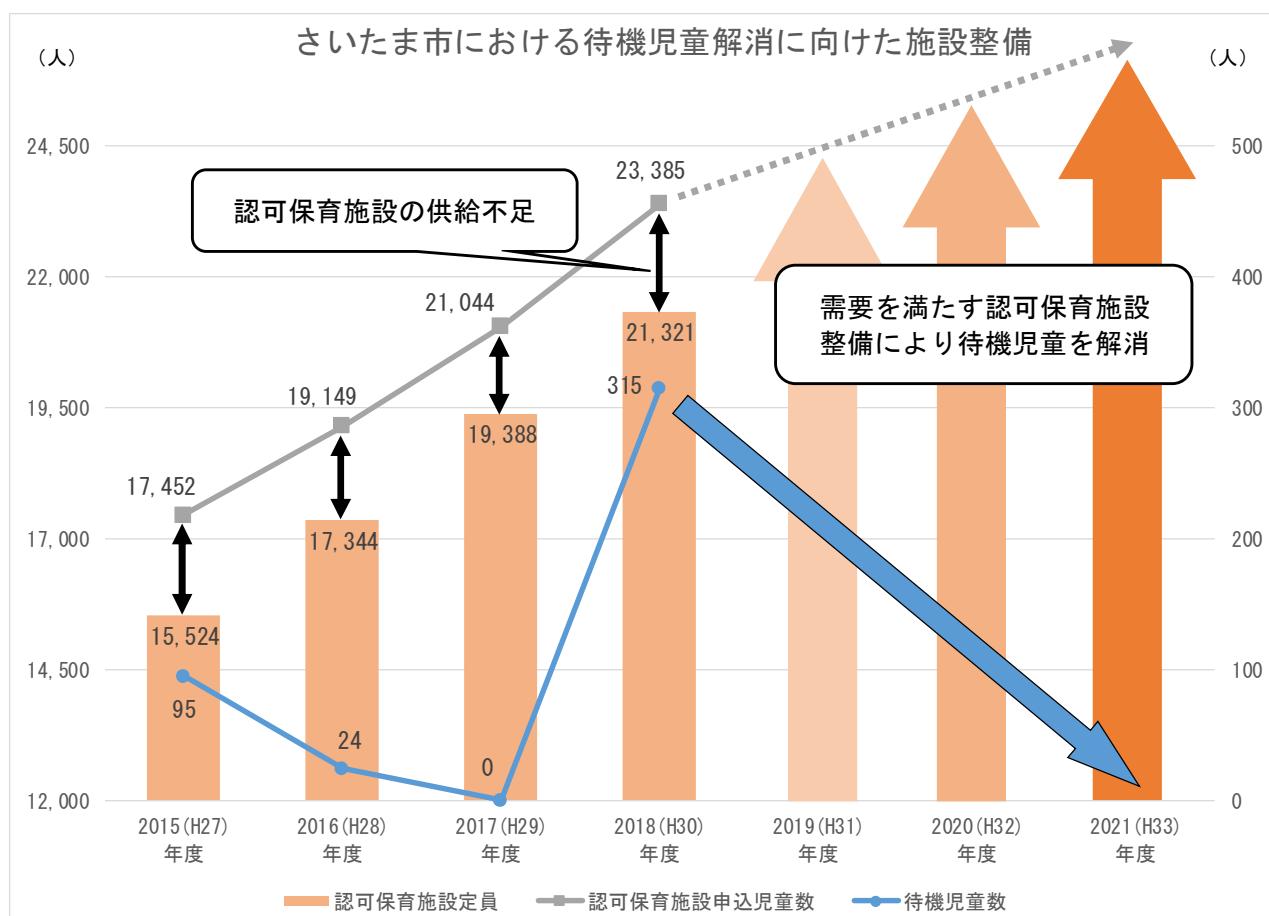
新規

9 子育て安心プランの実現に向けた支援の強化

①提案・要望事項

- 1 保育所等整備交付金の嵩上げ制度を堅持すること
- 2 保育所等整備交付金の要領における嵩上げを算出する記載範囲を、利用定員数（整備量）及び利用申込数とともに「認可施設」のみとすること

②提案・要望の実現効果



③背景・理由

1 保育所等整備交付金の嵩上げ制度の堅持について

- 本市では、認可保育所、小規模保育事業など、多様な施設の整備とともに、保育コンシェルジュ等によるきめ細かな相談支援というハードとソフトの両輪で取組み、平成29年4月1日時点で、保育所等利用待機児童数調査要領に基づく、保育所等利用待機児童数0人を達成した。
- しかしながら、国の調査要領改正では、育児休業中であっても復職意志がある方は待機児童に含めることとなり、平成30年4月は、再び315人の待機児童が生じている。
- さらに、首都圏に位置し、交通利便性の高い本市では若年層の共働き家庭が年々増加しており、その多くの方が認可保育所への入所を希望しているものの、その需要に追いついていない現状にある。このことから、引き続き「国の子育て安心プラン実施方針」に基づき、平成33年4月に待機児童数をゼロとすることを目指して施設整備を進めることとしている。
- 一方、本市においても財政状況は厳しく、今後も保育の質を落とさずに施設整備を進めるには国の強力な支援が必要であり、国が地方の実情を踏まえ、保育所等整備交付金の嵩上げ制度を堅持することを強く要望するものである。

2 保育所等整備交付金の嵩上げを「認可施設」で判断することについて

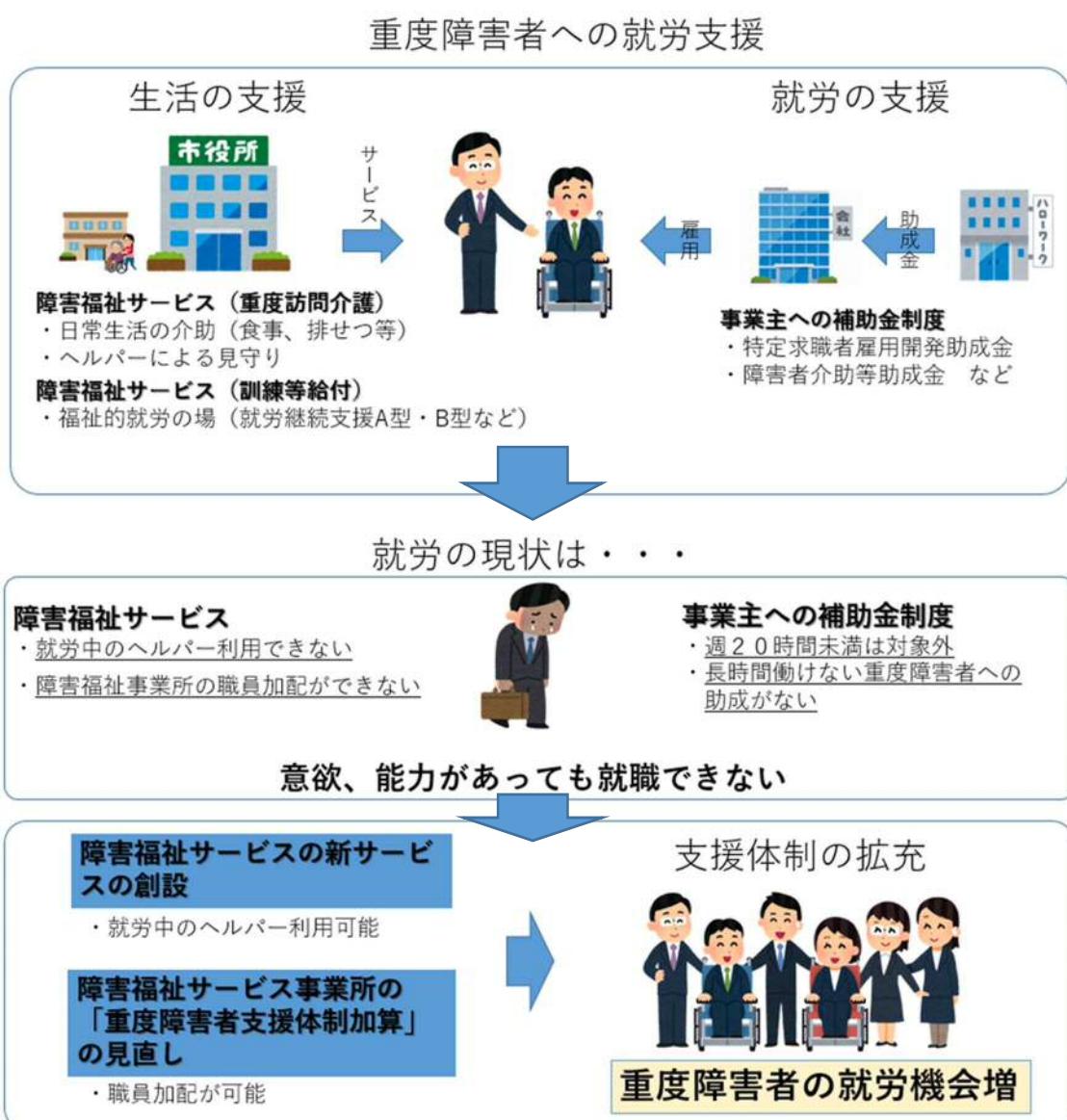
- 「子育て安心プラン実施計画」の作成要領では嵩上げを算出する記載範囲について、利用定員数（整備量）が「認可施設+認可外施設」に対して、利用申込数は「認可施設」のみとなっている。
- 本市では、保育需要が高い地域に、認可外保育施設が多く存在していることから、この算定基準によると、認可保育施設の需要が高いにもかかわらず、保育所等整備交付金の嵩上げが認められない案件が生じている。
- そのため、国庫歳入の見込みが立たず、保育施設の計画的な整備が困難となる事象が生じている。
- のことから、認可保育所への入所希望が高い地域の実情を踏まえ、要領における嵩上げを算出する記載範囲を、利用定員数（整備量）及び利用申込数ともに「認可施設」のみに改正することを要望するものである。

新規 10 重度障害者の就労支援について

①提案・要望事項

- 1 重度障害者の就労中の介助について、「重度訪問介護」が利用できるよう明確化すること
- 2 短時間就労の重度障害者を受け入れる障害者施設の「重度障害者支援体制加算」の報酬額の見直しを行うこと

②提案・要望の実現効果



③背景・理由

- 日常生活全般に介助を必要とする重度障害者は、就労中においても介助を必要とすることがあり、個々の身体状況や障害特性等に配慮した就労支援が必要である。就労中の介助においては、原則として事業主の責任においてなるべきであることから、障害者を雇用する事業主においては、**特定求職者雇用開発助成金**や**障害者雇用納付金制度**に基づく助成金などの、障害者の雇用を促進するための制度が設けられている。
- しかしながら、重度障害者はその障害状況などから**長時間就労**することが困難な障害者もあり、助成金制度の対象要件に該当しない場合もある。
- また、障害者総合支援法による障害福祉サービスでは経済活動にかかる支援は認められていないため、就労中の介助はできることとされている。このような現状から、重度障害者の中でも就労意欲があり、かつ業務を遂行する能力がありながら、日常生活全般にわたる介助を要すことや**長時間就労**できないなどの理由のために、就労につながらない場合もある。
- そこで、上記の助成金等の対象要件に該当しない障害者については、**障害福祉サービス**の「重度訪問介護」を就労中でも可能とするよう運用緩和を図り、重度障害者の就労機会を確保するよう要望するものである。
- また、通常の事業所に就労することが困難な障害者のために、**障害福祉サービス**事業所による訓練等給付（就労継続支援 A型・B型など）なども用意されている。
- しかし、**障害福祉サービス**事業所が重度障害者を積極的に受け入れるために、加配職員の配置などの重度障害者の支援体制に要す費用が報酬に十分反映されていない。
- 重度障害者の就労機会の確保のためには、**障害福祉サービス**事業所の「重度障害者支援体制加算」の見直しを図り、重度障害者の就労支援の体制を整えることを要望するものである。

④参考

本市の現状

- ・障害福祉サービス利用者（重度訪問介護利用者） 70人（平成30年2月1日時点）
- ・企業に就労している重度障害者数 5人（平成30年2月1日時点）
- ・企業に就労し、障害者介助等助成金制度を利用している障害者数 0人
- ・就労中に障害福祉サービスによる支援を希望している重度障害者 2人
- ・週20時間未満で企業に就労している重度障害者 2人
- ・現在、求職中の常時介護が必要な重度障害者 1人

[担当：保健福祉局福祉部障害支援課長

西渕 亮 TEL 048-829-1302]

[担当：保健福祉局福祉部障害者総合支援センター所長 山口 明美 TEL 048-859-7255]

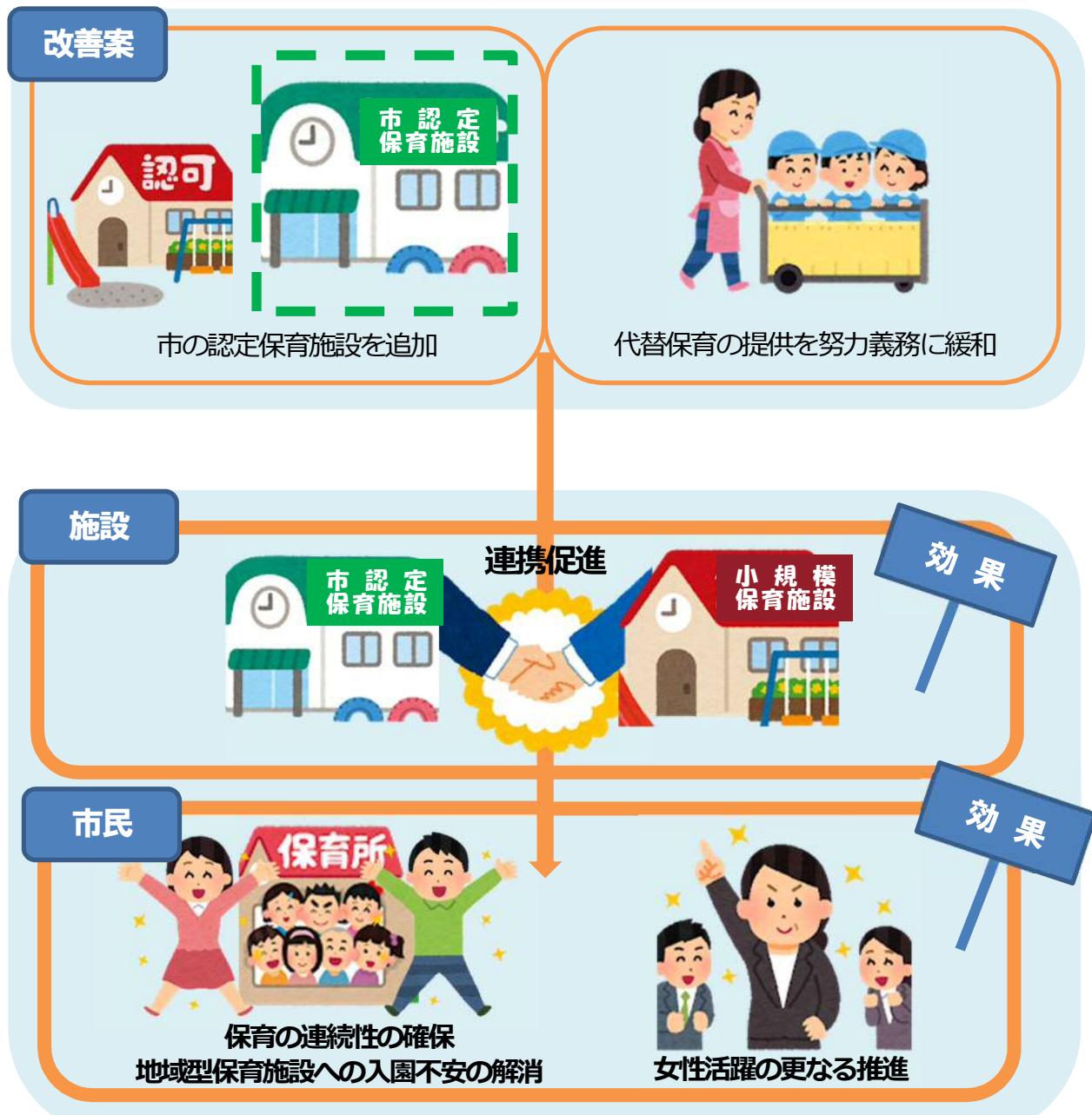
[担当：経済局商工観光部労働政策課長 山田 浩二 TEL 048-829-1370]

新規 11 地域型保育事業の連携施設制度に係る要件緩和

①提案・要望事項

- 1 3歳児の受け皿要件に地域独自の認定保育施設を追加すること
- 2 代替保育の提供要件を努力義務に緩和すること

②提案・要望の実現効果



③背景・理由

1 3歳児の受け皿要件に地域独自の認定保育施設を追加すること

- 平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、新たに認可事業となった地域型保育事業は、各々の地域型保育事業所が連携施設を確保することが認可条件とされ、連携施設については、「3歳児の受け皿」「代替保育の提供」「保育内容の支援」の3項目が必須役割として法定されている。
- 本市では国から具体的な水準・条件が示されていない連携施設の設定基準について、地域型保育事業者と連携施設が、円滑に協議できるよう、市独自のガイドラインを策定するなど、連携施設の確保に向けた取組を進めている。
- しかし、現状としては「保育内容の支援」についての連携は増えているが、市内の地域型保育事業所 131 園の全てで連携施設を確保できておらず、経過措置の終期である平成 31 年度末には地域型保育事業者が認可基準を満たさず、2,000 人を超える児童の行き場がなくなる可能性が懸念される。
- さらに、本年4月の待機児童数が 315 人であることから、認可保育所において、3歳児の枠を優先的に確保しておくことは困難であり、「3歳児の受け皿」を認可保育所、認定こども園、幼稚園のみで進めるのは、地域の実態に即していないと言わざるを得ない。
- 一方、定員 20 人以上の市認定保育施設は、規模・基準ともに認可保育所と類似しており、このような施設を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 61 号）第 6 条第 3 号に規定されている連携施設に「地域独自の認定保育施設を追加」することで、連携施設の確保を図れるよう基準を改正することを要望するものである。

2 代替保育の提供要件を努力義務に緩和すること

- 本市の地域型保育事業所では、臨時職員等を含め十分に保育士等を確保しており、「代替保育の提供」が必要とされるケースは少ないといえる。
- 一方、連携施設側からは、「代替保育の提供は過度な義務であり、連携施設となる決断ができない」といった声もあり、連携が進まない一因となっていることは否めない。
- このような地域の実情を踏まえ、国は、同基準第 6 条第 2 号について、必須の役割から努力義務に要件を緩和し、市の裁量において実施の可否を可能とするよう基準を改正することを要望するものである。

④参考

区分	H30.4.1	H29.4.1	前年度比
新規利用申込者数	8,497人	7,990人	507人
新規利用者数	6,422人	6,199人	223人
利用保留児童数	1,579人	1,434人	145人
主に自宅で求職活動されている方	257人	251人	6人
待機児童数	315人	-	-

[担当：子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課長 江幡暢弘 TEL 048-829-1928]

3 教育・文化・スポーツ

12 いじめ問題等に対応する専門家の配置拡充

①提案・要望事項

いじめ問題等に対応する専門的知識を有する者の更なる配置拡充のため、国において確実な財政措置を講ずること

②提案・要望の実現効果

※SC…スクールカウンセラー、SSW…スクールソーシャルワーカー

■ 平成 28 年度 総事業経費 SC : 193,906 千円 SSW : 56,021 千円			
当初 実際	市費 166,618 千円	国庫補助 1/3 (100%) 83,309 千円	不足額 20,973 千円
		国庫補助 62,336 千円	

超過負担
約 25%



■ 平成 29 年度 総事業経費 SC : 196,521 千円 SSW : 55,808 千円			
当初 実際	市費 168,220 千円	国庫補助 1/3 (100%) 84,109 千円	不足額 15,841 千円
		国庫補助 68,268 千円	

超過負担
約 19%



■ 平成 30 年度 総事業経費 SC : 198,998 千円 SSW : 92,811 千円			
当初 実際	市費 194,540 千円	国庫補助 1/3 (100%) 97,269 千円	不足額(予定) 47,105 千円
		国庫補助 (予定) 50,164 千円	

超過負担
約 48%

■ 平成 31 年度

確実な財政措置がなされることで、いじめ問題等に対応する専門的知識を有する者の更なる配置拡充等が実現します。

③背景・理由

- 平成 29 年に改定された「いじめの防止等のための基本的な方針」において、いじめの防止等のため、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用が求められている。また、不登校児童生徒等に対する教育の機会の確保について定めた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成 28 年 12 月 14 日公布)において、人材の確保の面から、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導が可能となるよう、教職員の体制充実に加え、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフの配置を充実するとしている。
- 本市では、スクールカウンセラー(平成 30 年度 115 名)を配置し、教職員や保護者への指導・助言や児童生徒の心の相談に対応するとともに、平成 28 年度よりスクールソーシャルワーカー(平成 30 年度 7 名)を配置し、児童生徒をとりまく環境に働きかけた支援を行っている。
- さらに、スクールカウンセラースーパーバイザー(平成 30 年度 6 名)及び、常勤職員として精神保健福祉士(平成 30 年度 7 名)を配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの助言を行う体制を整備したことで、教育相談体制の強化の面で非常に効果が上がっている。
- また、文部科学省の教育支援体制整備事業費補助金である「SNS等を活用した相談体制の構築事業」を受け、相談に係る多様な選択肢を用意することで、教育相談体制の充実を図り、悩みへの早期対応を目指している。
- しかし、教育相談体制を充実させていくためには、多様化・深刻化した相談を受け止める専門家の配置が必須であり、学校や関係機関と連携し、継続的な支援を行うためには、今後も専門的知識を有する者の更なる拡充の必要がある。
- 現状では国の補助が満額確保されておらず、市の超過負担は、平成29年度が約1,580万円であり、平成30年度については約4,700万円が見込まれている。今後、更に市の超過負担が増えることが予想され、いじめ問題等に対応する専門的知識を有する者の更なる配置が予定通り進まないことが懸念される。
- また、今後、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の配置を維持し、更に充実させていくためには、1/3の国庫補助負担に留まることなく、総事業経費全額を国庫負担していくことが非常に重要である。
- 以上から、いじめ問題等に対応する専門家の更なる配置のため、国庫補助の全額支給に留まらず、総事業経費全額の国庫負担が実現するよう、国において確実な財政措置を講ずるよう要望するものである。

④参考 【国における平成30年度予算の状況】

- 「いじめ・不登校対応等の推進」

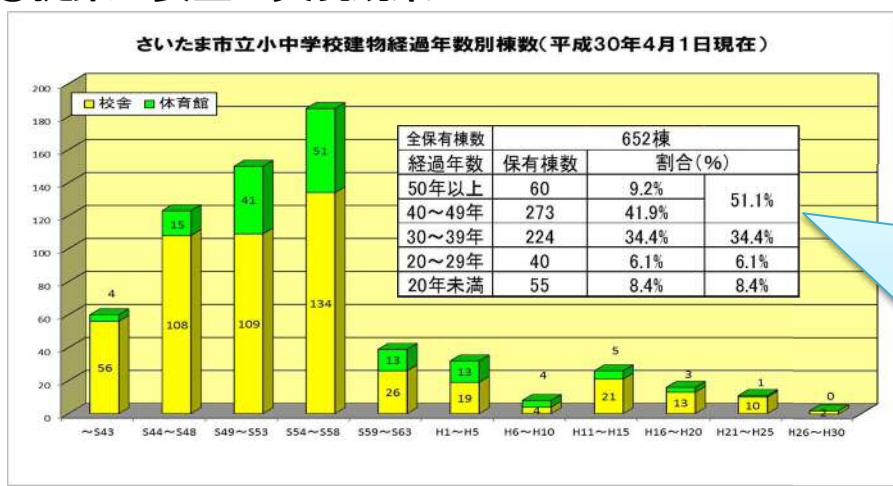
いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 6,360百万円 (平成29年度 6,114百万円)

13 義務教育施設等の改修等の促進

①提案・要望事項

計画的かつ円滑に義務教育施設等の大規模改造及び改築等を行えるよう、事業量に見合った必要な予算総額を確保すること

②提案・要望の実現効果



築40年以上経過した校舎・体育館が51.1%を占め、これらの老朽化した学校施設の改修等の需要が増大している。また、トイレなどの設備の老朽化も進行している。



国庫負担等確保による
大規模改修等予算化



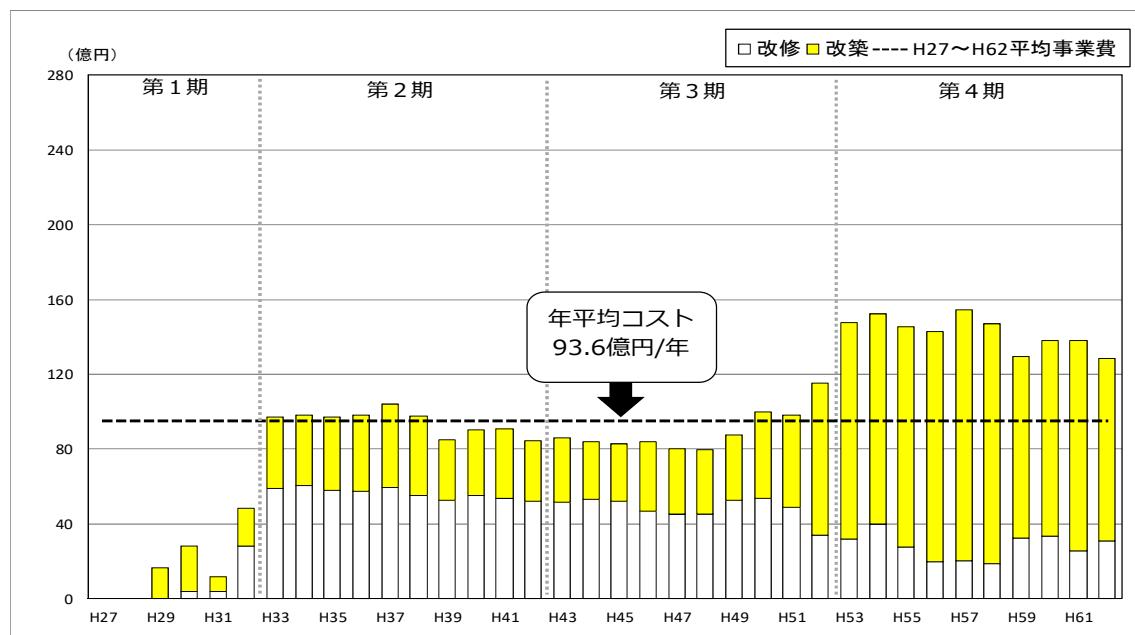
○老朽化の進展
↓
○大規模改修等の需要増大

☆安全・安心で
快適な教育環境を
確保できる！

③背景・理由

- 本市では、平成26年度に策定した「学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、財政負担の平準化を図りながら老朽化した学校施設の計画的な改修・建替えを推進し、安全安心で持続的な教育環境の確保に努めるほか、平成29年度に策定した「しあわせ倍増プラン2017」に基づき、子ども達が不便を感じることのないよう、計画的な洋式トイレの整備に努めている。
- 一方、学校施設の大規模改造及び改築等の整備については、多額の経費を要することから、市単独で実施するのは非常に困難であり、国庫負担等の支援を欠くことができない。
- 平成30年度事業については、平成29年度国の補正予算によりトイレ改修工事等の採択が前倒しされ財源が確保されたことで、年度当初から夏休みの工事に向けた契約事務を円滑に進めることができた。
- 本市では国庫補助事業として、新設小・中学校の整備、校舎の増築、また老朽化したトイレ改修工事を進めており、平成31年度事業についても引き続き計画的に事業が実施できるよう、国においては十分な財政措置を講ずるよう要望するものである。

長寿命化を図り築80年で建替えをした場合の試算



[担当：教育委員会事務局管理部学校施設課長 中村 和哉 TEL 048-829-1632]

14 公民館施設のバリアフリー化に係る補助制度の創設

①提案・要望事項

安全・安心な生涯学習環境の整備を進めるため、公民館施設のバリアフリー化を総合的、計画的、かつ早急に実施できるよう、新たな補助制度を創設すること

②提案・要望の実現効果

今まで施設を利用しにくかった

車いす利用者

足の不自由な高齢者

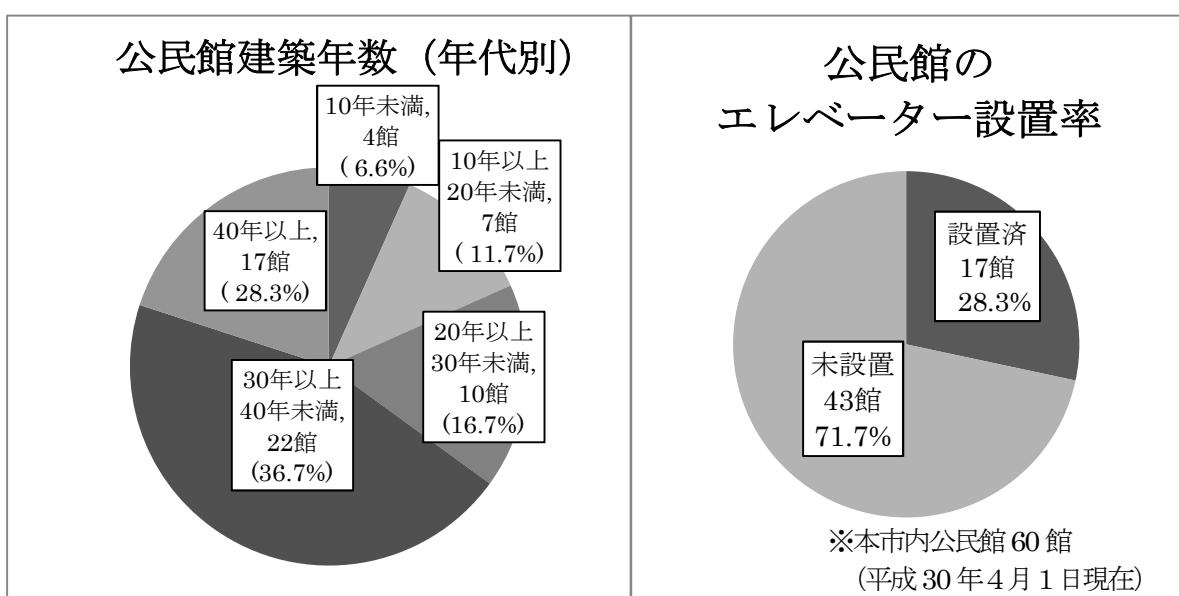
幼児、障害のある方 等

・段差解消

・エレベーターの設置 等

施設のバリアフリー化

いつでも・誰でも不便を感じないで
安全・安心に利用できる優しい施設に！



③背景・理由

- ・ 国においては、平成26年1月20日に「障害者の権利に関する条約」の締約国となり、本市でも他の政令指定都市に先駆け平成23年3月に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」を制定し、ノーマライゼーション社会の実現に向けた取組を進めている。
- ・ 本市の公民館は60館あり、その全てで耐震化を終えているが、建築年から30年以上経過している公民館が39館あり、全体の65パーセントを占めている。（平成30年4月現在）
- ・ これらの公民館は、平成6年「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」施行前のバリアフリーへの配慮がなされる以前の年代に建てられた施設であり、全公民館60館のうちエレベーターの設置館は17館、設置率が28.3パーセントにとどまり、バリアフリー化に向けた環境整備が遅れている。
- ・ 公民館は生涯学習を通して様々な世代の市民が交流する場所であることから、障害者や高齢者など誰もが安全・安心に利用できる環境を構築するため、段差の解消やエレベーターの設置が必要であり、利用者等からエレベーターの設置に関する要望も多数寄せられている。また、複合施設であり1階に公民館の入口がなく2階に上がらなければ利用できない館が3館あり、これらについては車いす利用者等が独立で公民館を利用することができない状況であるため、エレベーターの設置に関し特段の緊急性を要する。
- ・ 2階に入口がある3館も含め、全公民館60館のうち58館が高齢者や障害者など要配慮者優先避難所と位置付けられることからも、段差解消を含めたバリアフリー化の推進を早急に図っていかなければならない。
- ・ これら公民館のバリアフリー化は喫緊の課題であり、本市においては平成29年度にエレベーター未設置の公民館43館に対し設置可能性調査を実施した。調査の結果、設置可能性ありと判定された16館については、全て設置していきたいと考えているが、概算で約21.6億円かかる見込みとなっており、市単独での実施は非常に困難である。
- ・ 以上のことから、公民館施設のバリアフリー化を総合的、計画的、かつ早急に実施できるよう、新たな補助制度を創設することを要望するものである。

④参考：実際にあった公民館利用者の声の一例

- ・ 加齢でだんだん足腰が悪くなってきて、階段を上がるのが困難になってきた。
- ・ 3階まで階段で上がれない。
- ・ 公民館の講座に参加したいが、エレベーターがないので諦めている。
- ・ 車いすを使用しているので、エレベーターがないと2階以上の部屋は利用できない。
- ・ 公民館は避難所に指定されているのに、2階には避難できない。

[担当：教育委員会事務局生涯学習総合センター副館長 大嶋 真浪 TEL 048-643-5651]

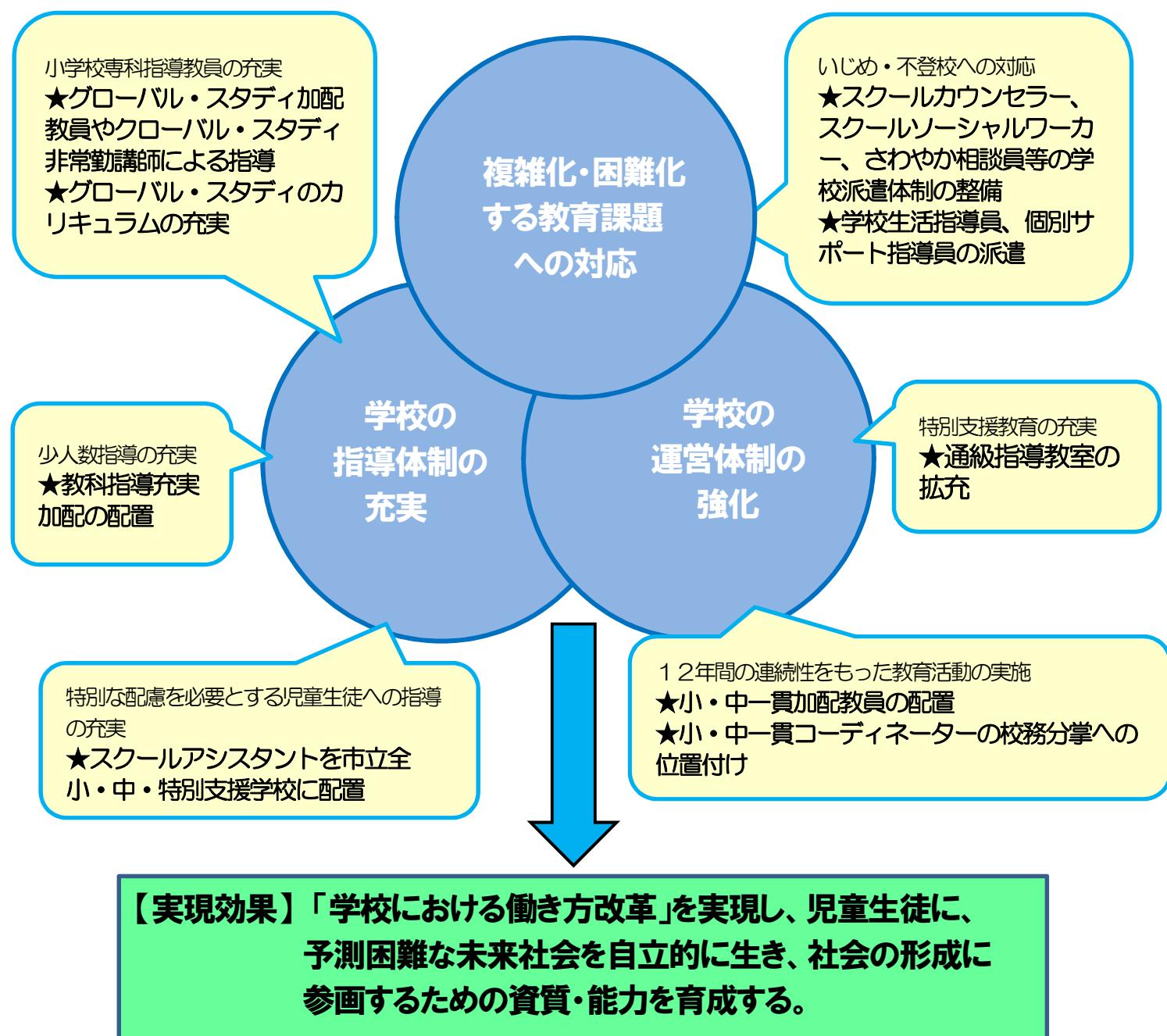
15 学校における指導・運営体制の強化・充実等

① 提案・要望事項

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革をを目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実等を図るために必要不可欠な、教職員定数の改善を確実に実施するための予算を確保すること

② 提案・要望の実現効果

★…本市の取組例



③背景・理由

- 平成 29 年度に告示された新学習指導要領では、学校と家庭、地域が連携・協働しながら「社会に開かれた教育課程」の実現を目指している。これは、これからの中を創り出していく子どもたちが自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを教育課程において明確にし、はぐくんでいくことを示している。行政及び学校は、このような国の動きを踏まえつつ、市民や保護者の願いを受け止め、様々な施策や教育活動を展開する必要がある。
- 平成 29 年 8 月に、中央教育審議会による「学校における働き方改革に係る緊急提言」がまとめられ、学校における働き方改革の推進が求められている。
- 国は平成 30 年度予算において、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、加配定数の改善により、小学校での専科指導教員 1,000 人を計上している。
- 本市では、独自のスクールアシスタント等の施策を充実させ、少人数学級と少人数指導のそれぞれのよさを取り入れ、その効果を最大限に生かしながら、社会を生き抜く力をはぐくみ、多様な個性が生かされる教育を推進し、「日本一の教育都市・さいたま市」の実現に努めている。
- 本市では学校における業務改善を図るため、「学校閉庁日の設定」「タイムカードの導入」「部活動指導員の配置」など、様々な業務改善に取り組んでいるが、根本的な改善として教職員数の増加が強く求められる。
- 以上から、国が示した「学校における指導・運営体制の強化・充実等」を確実に実施し、教員の負担軽減による教育の質の向上等を図るとともに、学級編制の標準の引き下げを含めた少人数による指導の充実を図っていくために、引き続き教職員定数の改善を確実に実施するための予算を確保することを要望するものである。

④参考

【国における平成 30 年度予算の状況】

○概算要求の状況

教職員定数の改善 昨年度比 3,415 人増

○決定した予算の状況

教職員定数の改善 昨年度比 1,595 人増

新規

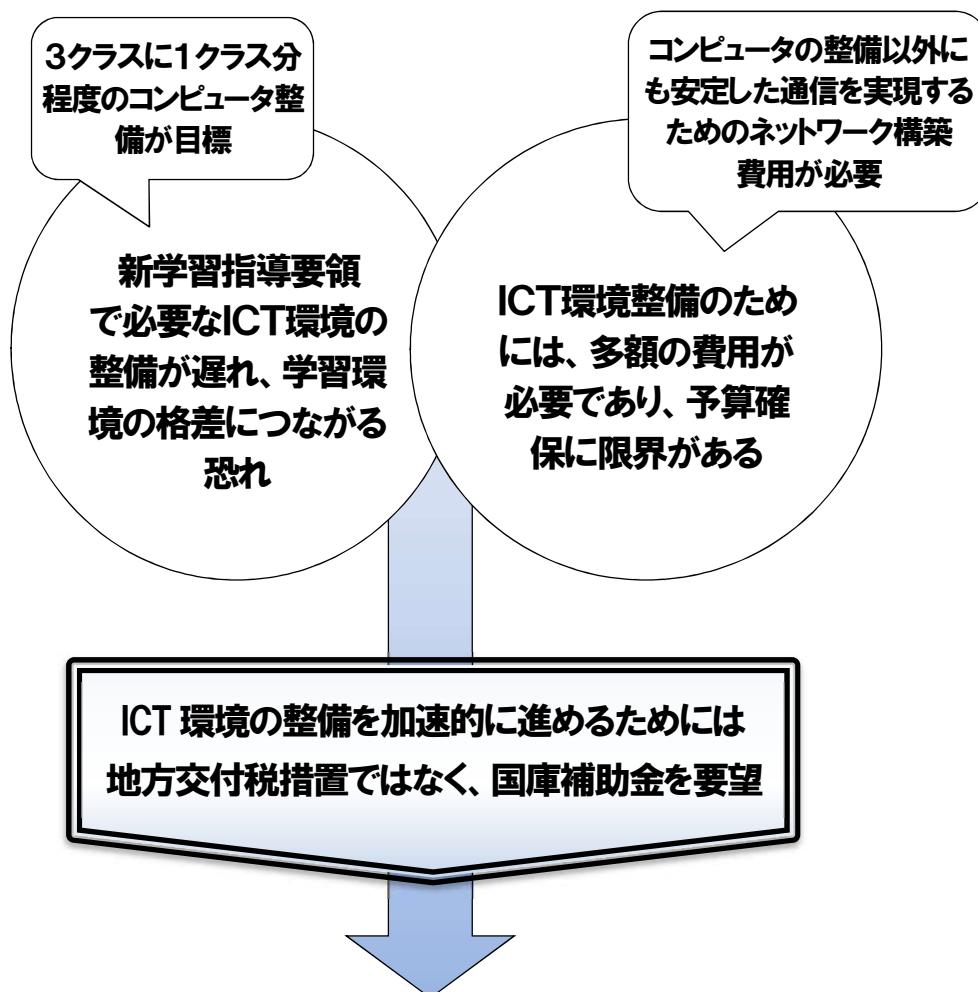
16 児童生徒用タブレット型コンピュータの整備

①提案・要望事項

小学校新学習指導要領において初めて明記されたICT環境の整備を加速化するため、より実効性の高い国庫補助金での交付とすること

②提案・要望の実現効果

【課題】



【実現効果】新学習指導要領で必要とされるICT環境の整備と、全ての子ども達への情報活用能力の育成

③背景・理由

- 文部科学省は、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力であると位置付けた新学習指導要領の平成 32 年度からの全面実施に向け、学校の I C T 環境整備に係る経費を予算化し、整備を進めていくことが喫緊の課題であるとしている。（学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（平成 28 年度）〔速報値〕及び平成 30 年度以降の学校における I C T 環境の整備方針について（通知））
- また、学校の I C T 環境整備に係る経費を予算化するための財源として、教育の I C T 化に向けた環境整備 5 か年計画（平成 30～34 年度）では、単年度 1,805 億円の地方財政措置を講ずるとしている。
- 本市の I C T 環境は、国が目標としている「3 クラスに 1 クラス分程度のコンピュータ整備」から大きく遅れ、コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数が 11.4 人となっている。また、小・中・高等学校の教職員からは、「コンピュータの台数が不足しているため、使いたい時に使えない。」と言った声が多く寄せられている。
- 児童生徒用コンピュータの整備を加速的に進めるためには、大幅に予算を確保する必要があるので、現状の地方交付税措置ではなく、より実効性の高い国庫補助金での交付を要望するものである。
- なお、本市では、さいたま市立大宮北高等学校が 28 年度に文部科学省よりスーパーイエンスハイスクールに認定されており、 I C T と教育の親和性を高め、 I C T を活用するノウハウがある。

④参考：国の整備目標達成のための試算

全ての市立小・中・高等学校への整備に要する費用（整備済み校除く）
年額リース料（約 450 万円／1 校） × 160 校 → 約 7.2 億円

新規 17 小学校段階におけるプログラミング教育用教材の整備

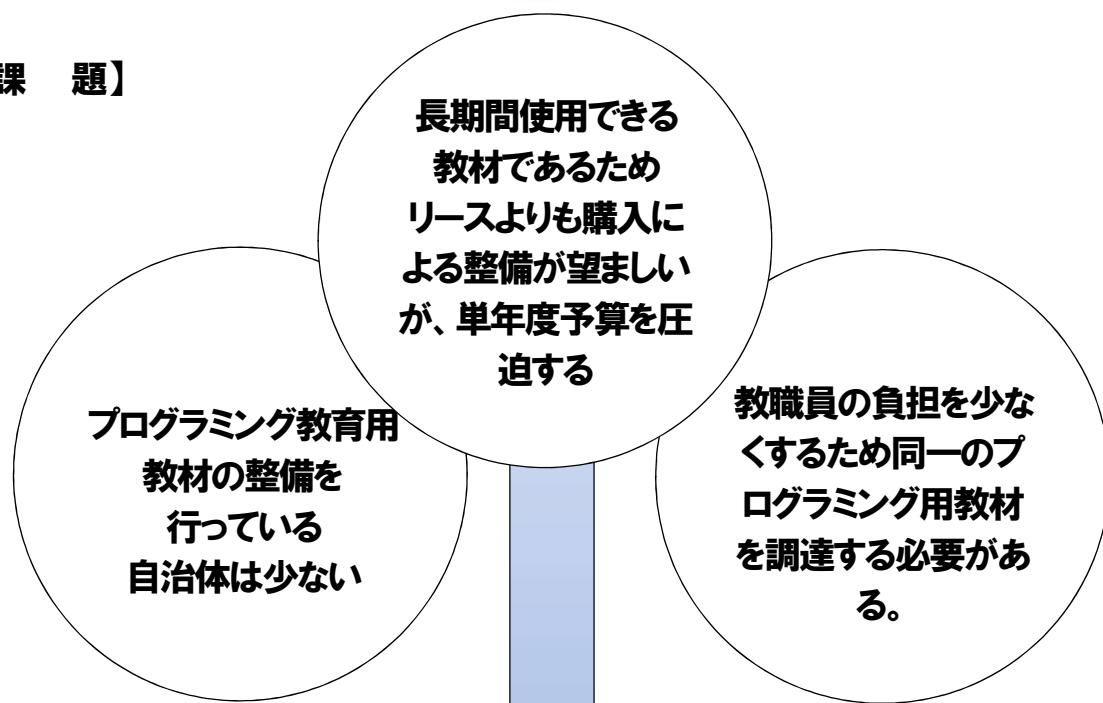
①提案・要望事項

小学校新学習指導要領において必修となったプログラミング教育を確実に実施するため、より実効性の高い国庫補助金での交付とすること

②提案・要望の実現効果

平成 32 年度からプログラミング教育がスタート

【課題】



プログラミング教育を実施するための教材整備を確実に行うため、地方交付税措置ではなく、国庫補助金として要望

【実現効果】全ての子ども達に時代を超えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」、いわゆる論理的に考えていく力が身に付く。

③背景・理由

- 平成 29 年度に告示された新学習指導要領では、各教科等の特質に応じて、「プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を計画的に実施することや、算数、理科、総合的な学習の時間において、プログラミングを行う学習場面が例示されている。
- また、実施のために必要な条件整備の筆頭に「ＩＣＴ環境の整備」が記載されており、各地方公共団体は、平成 32 年度からの実施に向け、プログラミング教育を行うための教材等の予算確保と整備を早急に行う必要がある。
- さらに、新学習指導要領で例示されている理科や、総合的な学習の時間におけるプログラミング教育を実施するためには、ソフトウェア以外にプログラミング教育用教材（ロボットやセンサーなど）を新たに整備する必要がある。
- また、自治体ごとに同一のプログラミング教育用教材を整備することで、どの学校でも同一教材で指導が行えることから、教職員の負担を軽減とともに、研修の充実とプログラミング教育の確実な実施が実現できる。
- プログラミング教育用教材は、長期間使用できるためリースよりも購入による整備が望ましい。しかし、導入までの期間が短いことから、購入した場合には単年度予算を圧迫する。
- については、小学校段階におけるプログラミング教育を実施するための教材整備を確実に行うため、地方交付税措置ではなく、国庫補助金としての交付を要望するものである。

④参考：市立小学校 104 校 プログラミング教育用教材整備試算

（1）必要な教材

- ①基本ソフトウェア一式
- ②プログラミング教材セット 1 クラス分（21 セット）

（2）整備に必要な予算

25 千円（教材 1 セット）×21 セット×104 校

→5,460 万円

4 都市基盤・交通

重点 18 埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）の延伸促進

①提案・要望事項

埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）の延伸整備の取組に関して積極的な支援を行うこと

②提案・要望の実現効果

★延伸の効果

1. 東京圏の鉄道ネットワーク強化
(・JR東北本線、東武野田線へ結節　・安定した鉄道輸送サービス提供)
2. 災害時等の代替路線機能の充実
(・多様な代替ルートによるリスク回避)
3. 未来に向けた地域の成長・発展
(・個性的なまちづくりを推進（岩槻、浦和美園）)
4. 環境負荷の低減、地域活性化



地域の成長・発展状況



③背景・理由

- 埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）の延伸については、平成23年度に本市と埼玉県が共同で開催した「地下鉄7号線延伸検討委員会」より、事業認可の一般的な目安には届かないものの、「延伸実現に資する方策を展開することで延伸事業の評価を高めることは可能である」と提言された。
- この提言を受け、本市では、平成24年度に浦和美園から岩槻地域における地域の成長・発展に向けた方策と行程をまとめた「浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン」を策定し、全庁を挙げてプランを推進している。
- 現在、浦和美園地域では、都市基盤の整備や埼玉スタジアムを中心としたまちづくりが進み定住人口が増加し、岩槻地域では、歴史・文化の地域資源を活かしたイベントの開催により交流人口の増加がみられるなど、プランの効果が現れている。
- 平成28年4月の交通政策審議会第198号答申においては、「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現する上で意義のあるプロジェクトとして位置付けられ、「都心部へのアクセス利便性の向上を期待」とされている。一方「事業性に課題」があり、沿線開発や交流人口の増加に向けた取組の必要性などが示された。
- 昨年度は、専門家による「地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会」を開催し、事業性を試算した結果、課題があるものの都市鉄道等利便増進法適用の目安（ $B/C > 1.0$ 、採算性30年以内）をクリアしたところである。
- 埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）の延伸実現は、本市の魅力を高め、人・企業から「選ばれる都市」に成長させる重要なプロジェクトであるとともに、東京都市圏の鉄道ネットワーク強化や代替路線機能の強化に寄与するものである。
- 本市としては、早期事業化に向け、延伸プロジェクトの評価をさらに高めるとともに、地域の成長・発展に資する取り組みを全力で進めることから、延伸整備の取組に関して、地域の実情を踏まえた都市鉄道等利便増進法の適用など、より一層積極的な支援を要望するものである。

④参考

○ 延伸線沿線地域（浦和美園～岩槻地域）の将来イメージ図



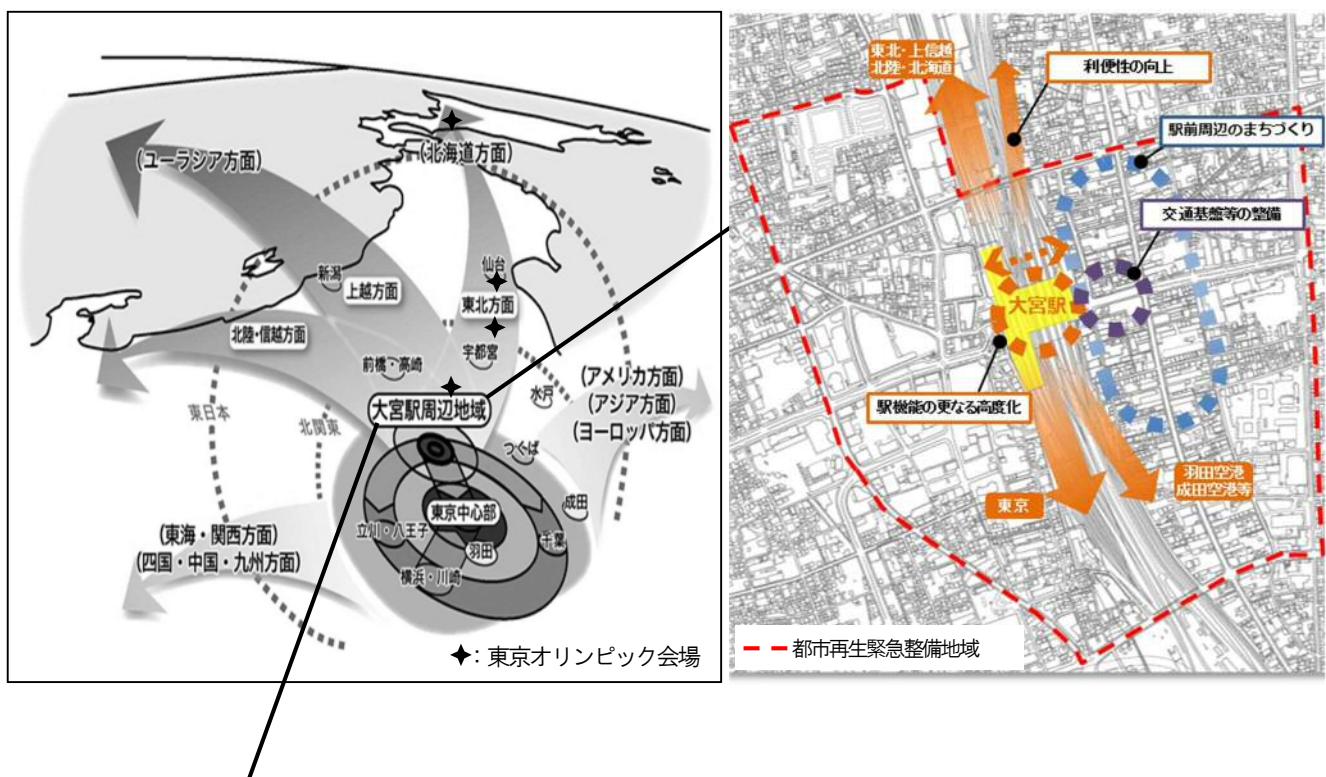
[担当：都市戦略本部東部地域・鉄道戦略部副参事 秋元 宏友 TEL 048-829-1872]

重点 19 新幹線の大宮駅始発復活及び大宮駅機能の高度化等に向けた支援

①提案・要望事項

- 1 「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」の実現のため、新幹線の大宮駅始発復活に向けた支援の強化を図ること
- 2 大宮駅グランドセントラルステーション化構想の実現に向けた支援の強化を図ること

②提案・要望の実現効果



東日本のハブシティ

- ★北関東地方、東北地方、上信越・北陸地方及び北海道からの人・モノ・情報の集結・交流機能の強化
- ★大宮駅周辺の賑わい創出とまちの活性化
- ★東京オリンピック会場(さいたま市、宮城県、福島県、北海道)の連携
- ★東京西部、北部地区(八王子、立川、赤羽方面)からの利便性向上
- ★首都直下地震発災時における首都圏の最前線となるバックアップ拠点機能の強化

③背景・理由

首都圏広域地方計画と交通政策審議会での位置付け

- ・ 首都圏広域地方計画において、「大宮」は東日本の玄関口となる連携・交流拠点として位置付けられ、リニア中央新幹線により形成されるスーパー・メガリージョンの機能をより強化する役割を果たすことが期待されている。
- ・ また、交通政策審議会において、大宮駅は東京圏北部の交通の要所であり、鉄道路線間の乗換改善や東西連絡通路及び東口駅前広場の整備等による回遊性の向上を図ることが位置付けられている。

1 新幹線の大宮駅始発復活に向けた支援の強化について

- ・ 本市では、「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」を将来都市像に掲げており、大宮駅周辺及び隣接するさいたま新都心周辺地区を都心として位置付け、様々な都市機能の集積を進めている。
- ・ 平成28年3月26日には北海道新幹線が開通し、更に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、東北方面と本市の会場間連携は不可欠であり、新幹線のニーズの更なる増大が見込まれる。
- ・ 一方、東京駅～大宮駅間においては、新幹線の建設経緯から走行速度が制限されている上、既に北海道・東北・秋田・山形・上越・北陸新幹線が集中しているため、各新幹線の運行上のボトルネックとなっている。
- ・ そこで、上記新幹線6路線といった高速交通網の更なる活用に向けて、新幹線大宮駅始発復活による新幹線の増便に向けた支援の強化を要望するものである。

2 大宮駅機能の更なる高度化等に向けた支援の強化について

- ・ 本市では「駅前広場を中心とした交通基盤整備」「駅前広場に隣接する街区のまちづくり」「乗換改善等を含めた駅機能の更なる高度化」を推進する大宮駅グランドセントラルステーション化構想の策定に向け、学識経験者、鉄道事業者、地元関係者及び関係機関から意見を聴く大宮グランドセントラルステーション推進会議を設置し、検討を進めている。
- ・ 昨年度からはその下部組織となる「基盤整備推進部会」と「まちづくり推進部会」で議論を行い、3月に「構想（案）」を整理したところである。
- ・ 今後も推進会議への参画と合わせて、省内で本件の連絡調整を受け持つ担当窓口の継続、交付金制度活用に係る技術的な助言及び重点的な財源支援を要望するものである。

[担当：都市局都市計画部交通政策課長]

小島 義則 TEL 048-829-1050

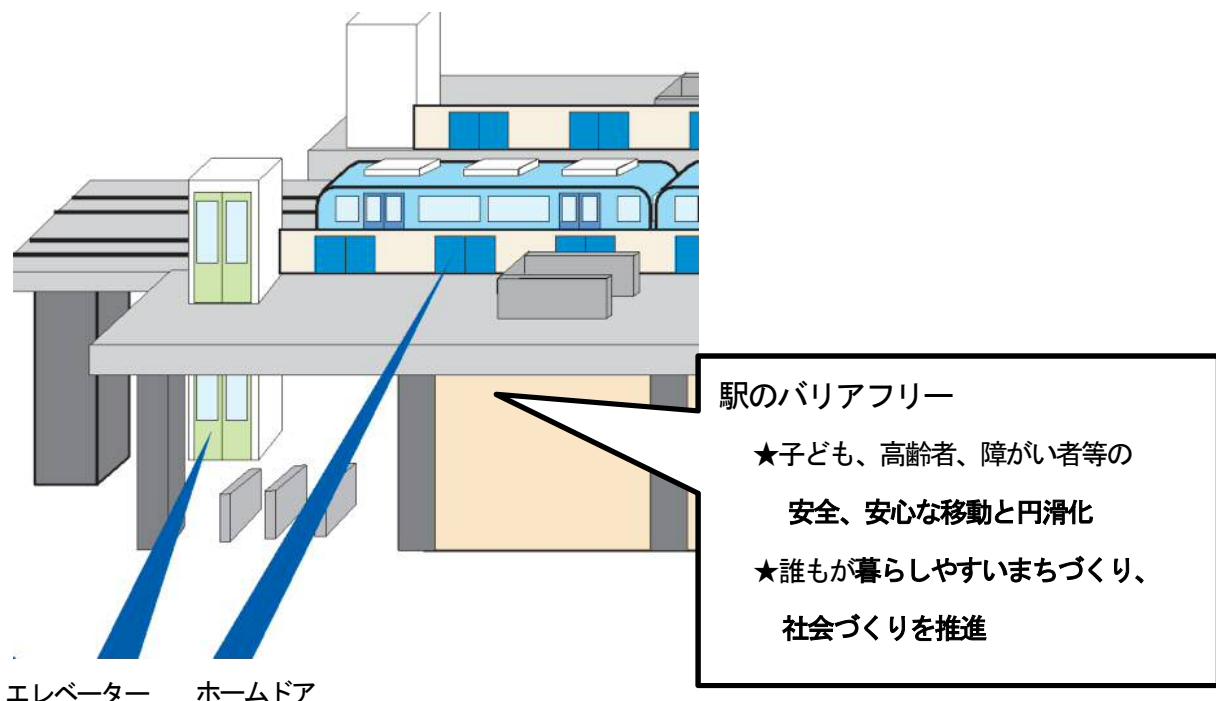
[担当：都市局都心整備部東日本交流拠点整備課長 篠崎 靖夫 TEL 048-646-3279]

20 駅のバリアフリー化に対する支援の強化

①提案・要望事項

駅のバリアフリー化を促進するため、地域公共交通確保維持改善事業、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業に係る国庫補助金を確保すること

②提案・要望の実現効果



○市内33駅中、ホームドア設置が求められている乗降者数
10万人以上／日の駅（平成29年3月31日末データ）

◆JR東日本管内 ※（ ）はJR東日本管内での順位
1位（8位）大宮駅 505,538人／日
2位（48位）浦和駅 179,926人／日
3位（80位）南浦和駅 118,062人／日
4位（92位）北浦和駅 104,660人／日
5位（93位）武藏浦和駅 103,698人／日
6位（97位）さいたま新都心駅 100,138人／日

◆東武鉄道 ※（ ）は東武鉄道管内での順位
1位（7位） 大宮駅 135,437人／日

③背景・理由

ホームドアの速やかな整備が求められている

- 本市では、高齢者や障がい者の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、移動の手段となる公共交通機関等のバリアフリー化を進め、利便性や安全性を高めることが喫緊の課題であるとの認識の下、鉄道駅を中心としたバリアフリー化を進めている。
- 段差解消については、市内33駅中32駅においてエレベーターの設置が完了しているが、今後は更なる利用者の安全を確保するため、転落防止対策を主として取り組むことが重要である。
- また、訪日外国人旅行者等も増加傾向にあり、東京2020大会を控え、更なる増加が見込まれる。
- 平成28年12月には、国の「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間とりまとめが示され、1日あたりの利用者数が10万人以上の駅については、原則平成32年度までにホームドア等を整備するよう努めることが求められている。
- 現在、鉄道事業者はホームドアの整備促進を発表しており、整備に対する機運が高まっていることから、支援の強化を要望するものである。

転落防止対策を促進するため、国庫補助金の満額確保を

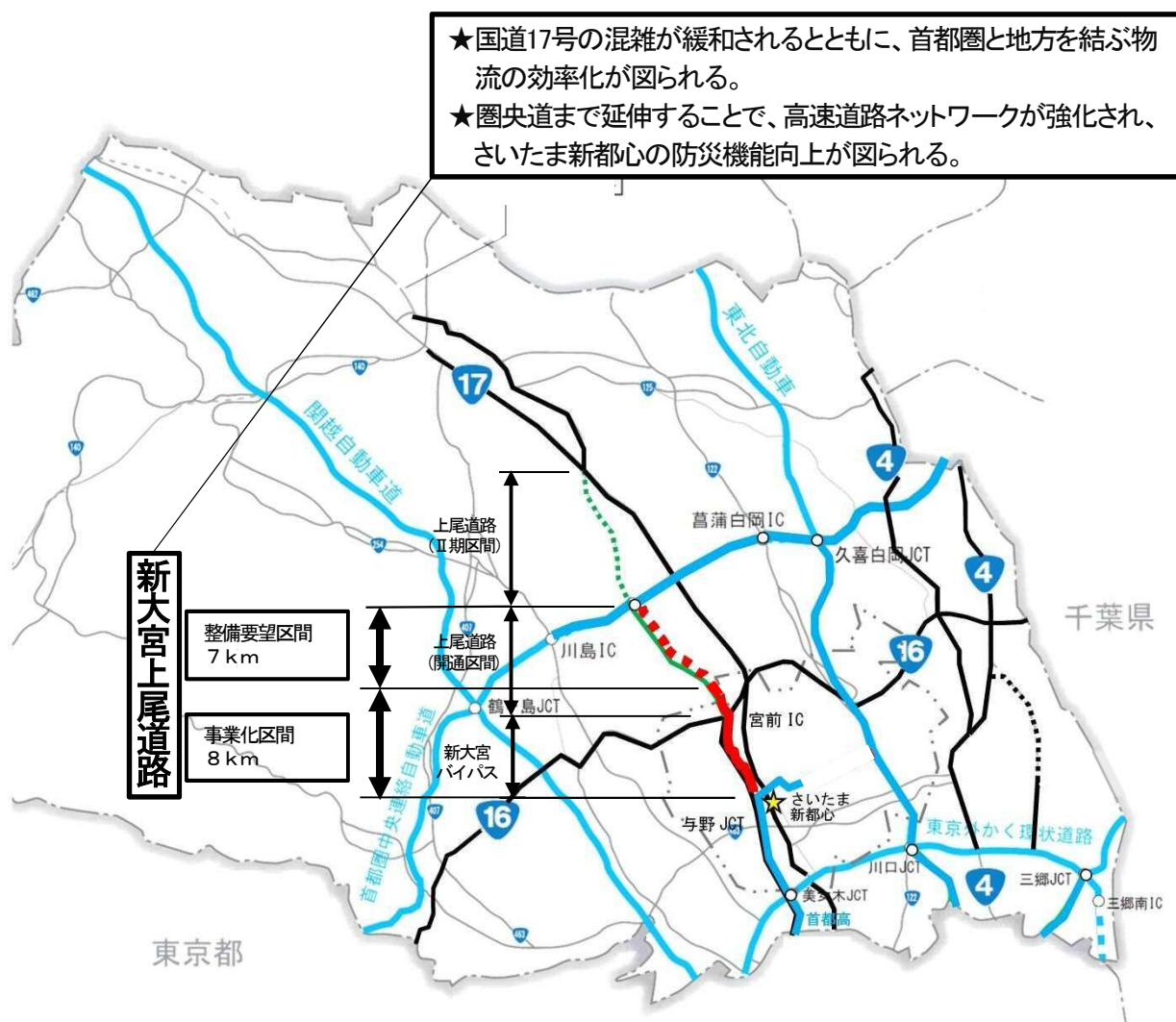
- このような駅のバリアフリー化は、鉄道事業者が取組の主体となるが、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」には、国の責務、地方公共団体の責務も謳われており、国、市共に、鉄道事業者に対し、設置費用について補助を行い、事業の促進を図ることが重要である。
- 以上から、更なる利用者の安全を確保するため、地域公共交通確保維持改善事業、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業に係る国庫補助金を満額確保し、更なる事業の促進を図ることを要望するものである。

重点 21 新大宮上尾道路の整備促進

①提案・要望事項

新大宮上尾道路の整備を促進すること

②提案・要望の実現効果



③背景・理由

- ・ 国道17号新大宮バイパスは、平成27年度道路交通センサスによると、実交通量が1日当たり約7万台であり、慢性的な渋滞が発生している。
- ・ また、さいたま新都心は、災害対策基本法上の指定地方行政機関が設置されており、災害応急対策・復旧活動及び広域後方支援活動に関する指示機能等を担っていることから、支援活動の強化につながる新大宮上尾道路の整備による高速道路ネットワークの構築が求められている。
- ・ 国道17号の自動車専用道路部分である新大宮上尾道路は、与野ジャンクションから上尾南インターチェンジまでが、国と首都高速道路株式会社との合併施行で事業化され、本路線の整備後には、国道17号新大宮バイパス及び周辺道路の混雑解消に効果を發揮するものと期待されている。
- ・ このように、通過交通による渋滞の解消や、さいたま新都心が災害時の拠点機能を十分に発揮するためにも、**新大宮上尾道路を重要物流道路として指定し、事業化された区間の早期開通のため、十分な事業費を確保していただきたい。**
- ・ あわせて、本市の財政規模等に鑑み、コスト縮減を図りつつ、**可能な限り公共負担の軽減を図っていただくよう要望するものである。**
- ・ さらに、事業化された区間の整備効果を高めるため、**重要物流道路の更なる機能強化として、新大宮上尾道路の圏央道までの延伸についても要望するものである。**

[担当：建設局土木部道路計画課長 斎藤 稔 TEL 048-829-1494]

22 道路整備事業に対する支援

①提案・要望事項

社会会資本整備総合交付金においては、補助国道の道路新設・改築事業に対する支援の強化を図ること

②提案・要望の実現効果

★財源確保により、広域幹線道路の整備が進み、慢性的な渋滞が解消され、都市活力の向上や環境負荷の低減に寄与する。



写真① 加倉北交差点付近の渋滞状況



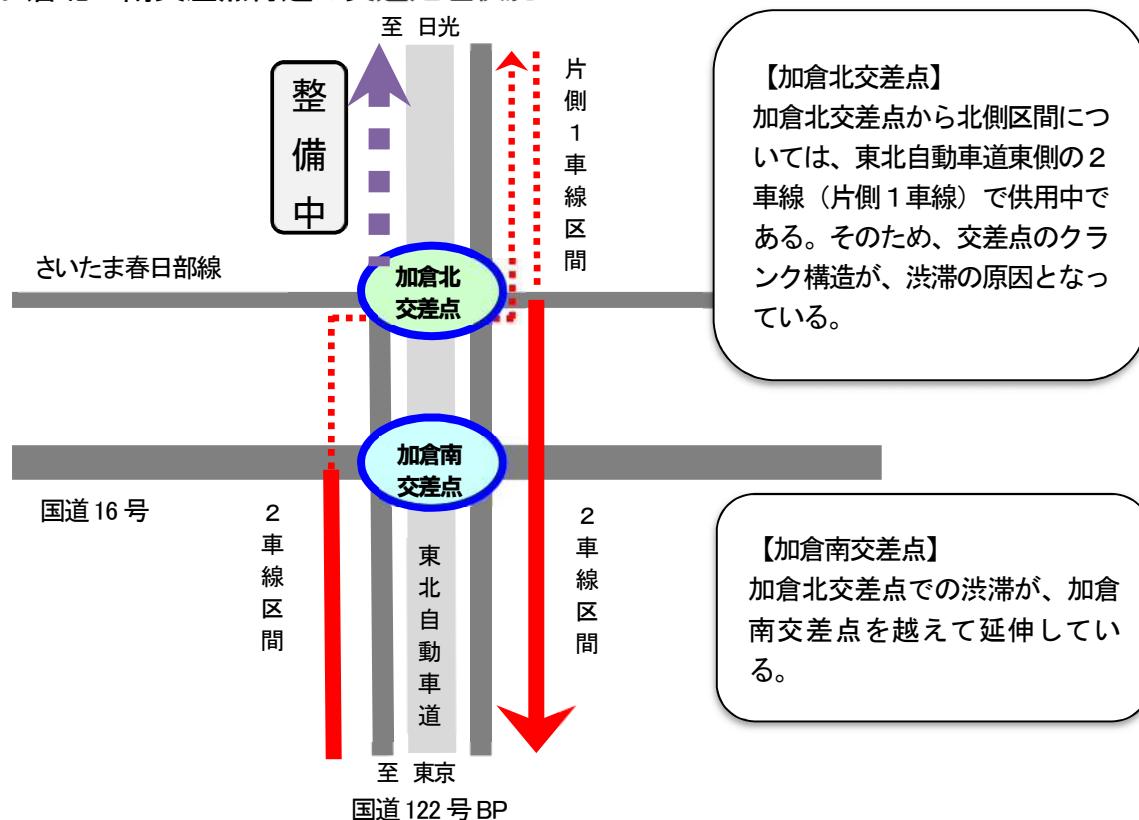
写真② 加倉南交差点付近の渋滞状況

③背景・理由

- 本市の都市計画道路整備率は、平成28年度末で51.6パーセントであり、大都市（20指定都市）における都市計画道路の平均整備率74.6パーセントに比べ、極めて低い状況にある。
- 市内の広域幹線道路の整備が不十分であることから、慢性的な交通渋滞が発生しており、多大な経済損失及び環境負荷の増大を引き起こしている。
- このため、本市では、市民や道路利用者の活力ある都市活動を支える幹線道路、特に補助国道の整備や交通渋滞のボトルネックとなる交差点を整備することが急務となっている。
- その中でも、一般国道122号蓮田岩槻バイパスについては、市内的一部区間が暫定2車線であることから、前後区間ににおいて慢性的な交通渋滞が発生しており、ストック効果が十分に発揮されていない状況であることから、早期整備が強く望まれている。
- 以上から、道路の新設・改築事業の推進に向け、社会資本整備総合交付金においては、特に広域的な幹線道路である補助国道の整備に対しては、個別補助化するなど、財政支援をより一層強化していただくよう要望するものである。
- また、必要とする道路整備を着実に実施するために、公共事業関係の予算総額を拡大していただきたい。

④参考

加倉北・南交差点付近の交通処理状況



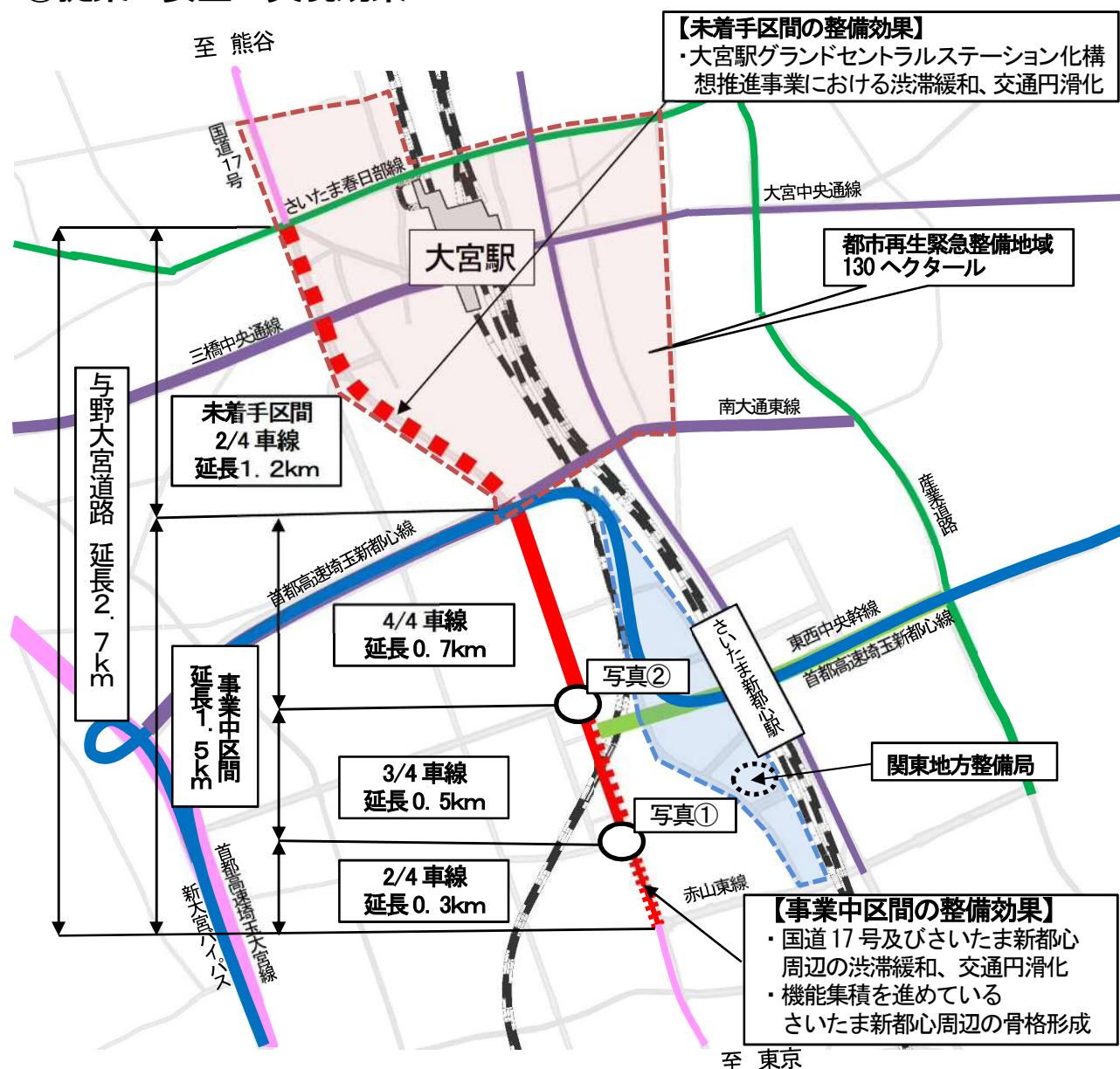
[担当：建設局土木部道路計画課長 斎藤 稔 TEL 048-829-1494]

23 与野大宮道路の事業中区間の早期完成及び未着手区間の早期事業化

①提案・要望事項

- 1 与野大宮道路の事業中区間 1.5 kmを早期完成させること
- 2 与野大宮道路の未着手区間 1.2 kmを直轄事業により早期事業化させること

②提案・要望の実現効果



③背景・理由

- 与野大宮道路は、さいたま新都心に隣接した中心市街地に位置し、JR埼京線北与野駅付近で鉄道と交差しており、沿道にはマンション、事業所、学校などの公共施設が多数立地している。
- このような状況の中、本路線は完成区間と暫定区間の境で交差点間隔が短く、円滑な交通が確保されていないことから、事業中区間の渋滞による損失時間が高い状況である。
- さらに、さいたま赤十字病院及び県立小児医療センターがさいたま新都心へ移転したことから、さいたま新都心駅周辺地区西側の骨格形成を図り、交通利便性をより一層向上させることが必要となっている。
- 加えて、未事業化区間1.2キロメートルは、大宮駅周辺の都市再生緊急整備地域内に位置し、現在、沿線においては土地区画整理事業を進めている。
- また、首都圏広域地方計画で定められている東日本の交流拠点として交通結節点の機能強化を図るため、大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進事業においては、本路線を自動車ネットワークの強化・拡充を図る路線の一部として位置付けており、事業化への期待は高まっている。
- 以上から、与野大宮道路については、大宮駅からさいたま新都心駅周辺の中心市街地を連携する4車線ネットワークの一部として、慢性的な渋滞緩和を図る上で重要な路線であり、事業中区間の早期完成及び未着手区間の直轄事業による早期事業化を要望するものである。

④参考（事業中区間の渋滞状況）



写真① 赤山通り交差点付近の渋滞状況



写真② 八幡通り交差点付近の渋滞状況

[担当：建設局土木部道路計画課長 斎藤 稔 TEL 048-829-1494]

24 市街地整備事業等に対する支援

①提案・要望事項

市街地整備事業（関連道路事業含む）、住宅市街地基盤整備事業及び都市再生整備計画事業の推進に必要な財源を確保すること

②提案・要望の実現効果

●市街地開発事業等の状況（平成30年4月現在）

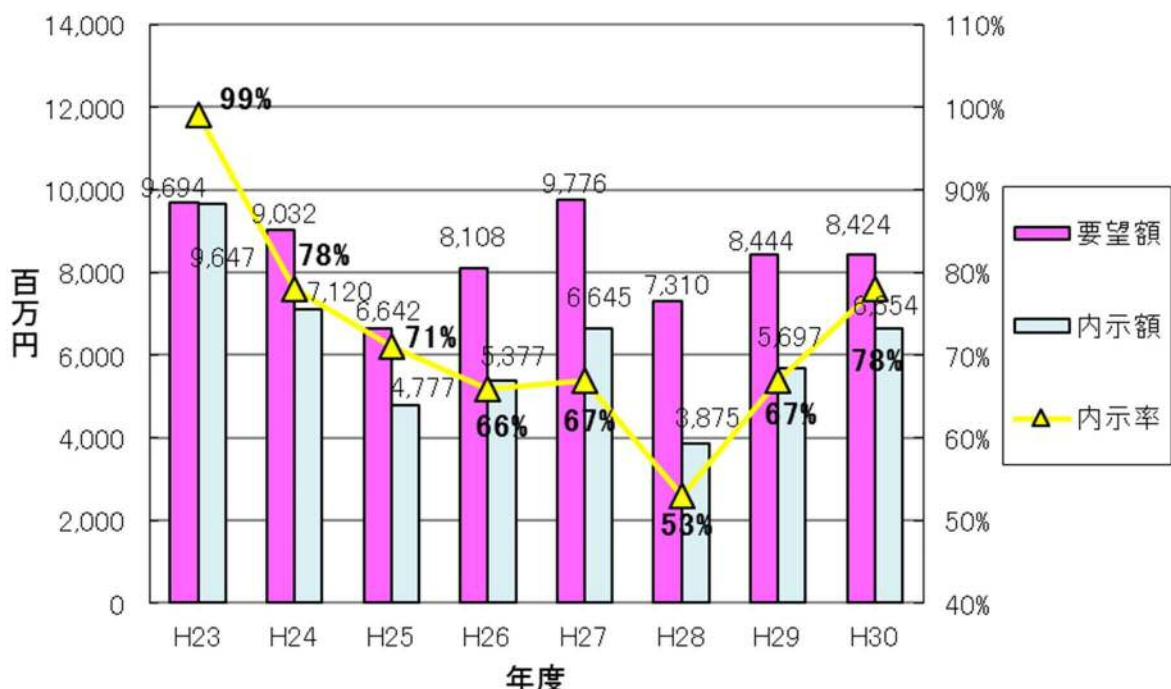


③背景・理由

- 現在、本市では土地区画整理事業を**23地区**（内平成30年度補助金要望14地区）で施行中であるが、平成24年度以降財源不足による**事業の長期化が課題**となっており、防災性に優れた良好な住環境の供給を図るため、都市計画道路整備と併せ、早期完了に向けた積極的な取組が必要である。
- また、市街地再開発事業においては、1地区が**平成29年度に建築工事着手**しており、PFIによる地域交流施設の整備（都市再生整備計画事業）及び都市計画道路の整備と併せ、都市防災機能の強化に向けた積極的な取組が必要である。
- 以上から、これらの事業の早期完了に向けた取組を推進し、また、国の方針である「安全・安心の確保」、「生産性向上と新需要の創出による成長力の強化」、「豊かで活力のある地域づくり」を図るため、平成31年度予算において市街地整備事業（関連道路事業含む）、住宅市街地基盤整備事業及び都市再生整備計画事業の着実な推進に必要な財源の確保を要望するものである。

④参考

- 市街地整備事業（関連道路事業含む）、住宅市街地基盤整備事業及び都市再生整備計画事業に係る国庫補助金内示状況（本市）



[担当：都市局まちづくり推進部市街地整備課長 戸成 賢二 TEL 048-829-1462]

5 産業・経済

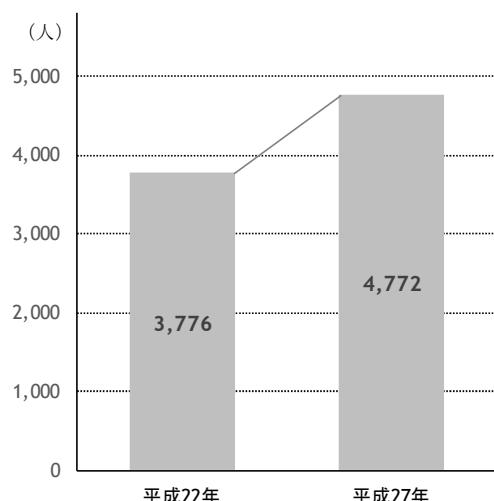
25 地域若者サポートステーション事業の安定的継続実施

①提案・要望事項

若年無業者等の就労を継続支援するため、国が地方公共団体と協働して実施している「地域若者サポートステーション事業」の委託期間を複数年度とするよう見直しを図ること

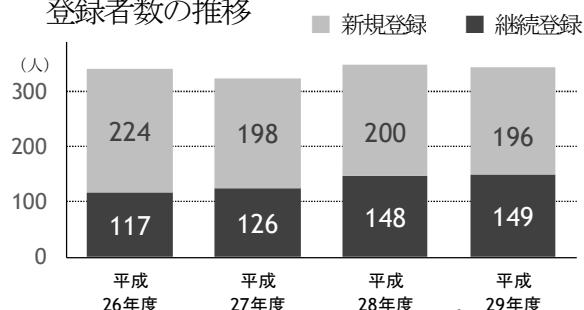
②提案・要望の実現効果

● 本市内若年無業者等の推移
(15~39歳)



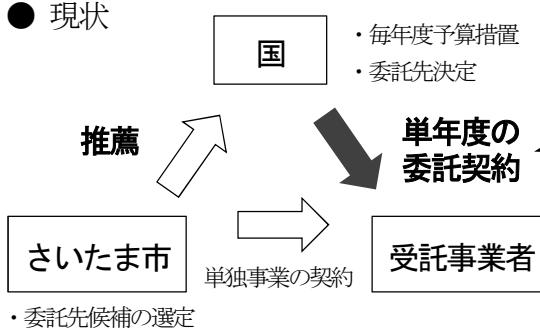
[出典]平成22年・27年国勢調査

● 地域若者サポートステーションさいたま
登録者数の推移



継続登録が毎年100人以上おり、単年度で就職につなげることは困難な状況。
また、登録から就職決定まで平均で約半年かかり、年度をまたいだ支援が必要。

● 現状



● 課題

**若年無業者等への長期的な
支援計画が立てられない。**

《要望》

**国の委託期間を複数年度に
見直す。**

【要望実現後】

**若年無業者等への長期的な
支援計画の作成が可能。**

若年無業者等の人数縮小

③背景・理由

- 本市の若年無業者等（15歳から39歳）は、平成22年の3,776人から平成27年の4,772人と増加傾向にある。
- このことを踏まえ、本市では、若年者への就労支援を重要課題の1つと捉え、国と協働して運営している「地域若者サポートステーションさいたま」において、就労に向けた必要な支援を強化する「さいたま市若年者職業的自立支援事業」を実施している。
- 一定期間無業の状態にある若者の職業的自立を支援するためには、**職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援を継続的に行う必要**がある。
- 平成25年度の事業実施時より、利用者の100人以上が次年度に継続登録している状況から、**单年度で就職につなげることは困難な状況**となっている。
- また、平成29年度の就職決定者に係る登録から就職決定までの平均期間は5.6ヶ月となっており、年度後半に登録した者に対しては、年度をまたいだ支援が必要となる。
- 実際の利用者は、学校卒業後、自宅にひきこもり、就職歴がない方や長期にわたり就職活動から離れている方などで、臨床心理士等によるきめ細かい支援やコミュニケーションスキルを習得するためのセミナーなどを経て、ようやく就業体験を開始できる状況となるなど、長期的に継続した支援が求められる。
- 地域若者サポートステーションの運営において、国からの委託が单年度であることから、複数年にわたる支援が必要な若者への継続支援が担保できず、**若年無業者等への長期的な支援計画が立てられない状況**にある。
- 以上から、地域若者サポートステーション事業の職業的自立に向けた計画的就労支援及び安定的継続実施のため、**国の委託期間を複数年度とする**現行制度の見直しを図ることを要望するものである。

④参考

【地域若者サポートステーションさいたまの利用実績】

＜平成29年度＞

	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
来所者数 (人)	3,662	343	319	329	318	300	285	324	272	314	266	297	295
新規登録者数 (人)	196	19	18	16	10	7	15	22	17	20	22	14	16
相談件数 (件)	2,400	227	199	201	206	192	192	204	172	186	191	223	207
就職者数 (雇用保険取得可能) (人)	102	13	12	10	7	5	6	8	7	6	8	11	9
セミナー等参加者数 (人)	1,659	143	149	171	150	152	131	147	130	144	105	116	121

※ 年度後半でも一定数の新規登録がある。

[担当：経済局商工観光部労働政策課長 山田 浩二 TEL 048-829-1370]

6 安全・生活基盤

重点 26 広域防災拠点都市づくりへの支援(1)

①提案・要望事項

- さいたま新都心周辺において、災害応急部隊の集結拠点としても活用可能なオープンスペースの整備を推進するために必要な財源を確保すること
- 首都高速埼玉新都心線（核都市広域幹線道路）を東北自動車道まで延伸すること

②提案・要望の実現効果



③背景・理由

TEC-FORCEの進出拠点としての位置付け

- 平成28年3月に決定・公表された首都圏広域地方計画において、国の出先機関が集積する「さいたま新都心」付近が、TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）の進出拠点として位置付けられた。

1 オープンスペースの整備を推進するために必要な財源の確保

- さいたま新都心周辺エリアでは、大規模災害発生時の避難場所及び活動拠点となるオープンスペースが不足しており、更なる防災機能の強化・充実を図るべくオープンスペースの確保が必要である。
- そのため、本市では、さいたま新都心東側エリアにおいて、独立行政法人都市再生機構施行による防災公園街区整備事業を活用し、約1ヘクタールの防災機能を持った都市公園の整備を進めており、今年度完成を予定している。
- また、見沼田圃区域内に約16ヘクタールの防災機能を持った都市公園の整備に向けて環境影響評価等の手続きを進めており、今後事業化を図る予定である。
- 以上から、被災時における首都圏の応急復旧及び早期復興に不可欠となる災害応急部隊の集結拠点としても活用可能なオープンスペースの整備に、本市が主体的に取り組むことに鑑み、見沼田圃区域内に約16ヘクタールの防災機能を持った都市公園の整備が事業化された際には、当該整備を推進するために必要な財源を確保することを要望するものである。

2 首都高速埼玉新都心線（核都市広域幹線道路）を東北自動車道まで延伸

- 「核都市広域幹線道路」と重複している首都高速埼玉新都心線については、さいたま新都心を経由し、さいたま見沼インターチェンジまで開通している。
- 埼玉県中央地域渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいては、東西方向の渋滞要因についても、長距離トリップの割合が高いことに起因する渋滞が発生していると指摘されており、さいたま新都心周辺が広域的な防災拠点としての役割を果たすためには、東西方向の渋滞解消は必要不可欠である。
- 以上から、首都高速埼玉新都心線を東北自動車道と接続することで、重要物流道路の役割を果たし、さらに高速道路ネットワークの代替性や多重性の確保など、一層の防災力強化が図られ、広域防災拠点のさいたま新都心周辺のポテンシャル向上が期待できるとともに、国道16号、国道463号周辺の渋滞緩和及び沿線地域の生活環境改善も期待できることから、東北自動車道まで延伸することを要望するものである。

[担当：都市戦略本部都市経営戦略部参事 西林 正文 TEL 048-829-1060]
[担当：都市局都市計画部都市公園課長 下村 勝己 TEL 048-829-1416]
[担当：建設局土木部道路計画課長 斎藤 稔 TEL 048-829-1494]

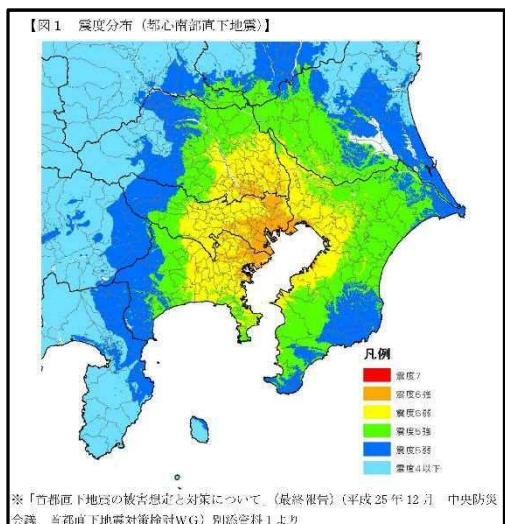
重点 26 広域防災拠点都市づくりへの支援(2)

①提案・要望事項

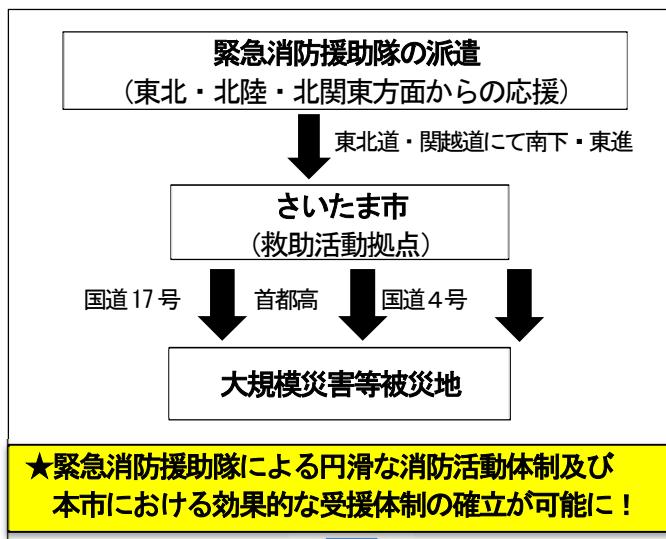
首都直下地震が発生した場合に、首都圏に進出する東日本の緊急消防援助隊が十分な活動を行えるよう、広域訓練拠点機能を有する救助活動等拠点施設を整備するため、救助活動等拠点及び広域訓練拠点に係る消防防災施設整備費補助金の補助基準額及び補助率を引上げること

②提案・要望の実現効果

《被害想定》



《事業スキーム》



③背景・理由

- 本市は、東京都心から 20~40 キロメートルに位置し、東京都心部とは密度の高い鉄道網、道路網で結ばれている。また、東北自動車道、東京外環自動車道及び首都高さいたま新都心線の各出入口が位置するため、首都直下地震が発生した場合には、**東北、北陸地方及び北関東の各部隊が本市を経由して首都圏各被災地に進出する**、東日本を連結する対流拠点都市である。
- 本市は全体的に高低差が少ない平坦な地形であることから、災害時の大規模な土砂災害の危険性は低いと考えられており、本市の約8割がローム台地であることから、震災時でも市中心部では液状化はほとんどおこらないと予測されている。また、内陸都市であることから沿岸部の市町村のように津波による大きな災害は予想されていない。
- これらの地理的重要性及び優位性を踏まえ、国土交通省関東地方整備局をはじめとする国の行政拠点が移転し、平成 28 年 3 月には本市が TEC-FORCE (国土交通省緊急災害対策派遣隊) の進出拠点に位置付けられた。**
- 消防機関の応援体制について、首都直下地震の際には「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に基づき、全国各地から大規模な緊急消防援助隊の出動が計画されているが、これらの部隊が宿営場所の確保に苦慮することなく、十分な補給を受けて救助活動を行えることが重要である。
- 首都直下地震の想定では、本市も震度 6 弱以上による被害が予測されているが、応援部隊の宿営場所が被災地から遠くでは効率的な救助活動は行えず、多くの傷病者等を震災被害のない後方医療機関に航空搬送する場合にも、拠点施設は被災地に近いことが望ましい。
- 本市は、国の支援を得て、広域訓練拠点機能を有する救助活動等拠点施設を市内に整備したいと考えているが、仮に事業用地を本市で確保しても現在の国庫補助制度では補助基準額及び補助率が低く、事業化が困難なことから、**市町村がより活用しやすい制度**とし、減災に必要な拠点施設の整備を全国的に加速化するため、補助基準額及び補助率の引上げを要望するものである。

④参考

- 「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」で計画された東北自動車道及び関越自動車道で進出する部隊数
13 府県大隊、延べ 1,316 隊（うち救急小隊 306 隊）
- 現在の補助基準額・補助率
消防防災施設整備費補助金・救助活動等拠点施設 計 126,641 千円・1/3
消防防災施設整備費補助金・広域訓練拠点施設 300,000 千円・1/3
- 上記 2 の交付決定実績（当初予算ベース） 平成 28・29 年度なし

[担当：消防局総務部消防企画課長 萩原 正之 Tel 048-833-9258]

27 耐震化の促進による安心減災都市づくり

①提案・要望事項

- 1 高い公益性を持つ公共施設に準ずる民間建築物に対する補助制度について拡充すること
- 2 民間建築物の耐震化に対する補助制度について、対象建築物の規模要件を引き下げるここと
- 3 下水道施設耐震化事業に係る財源を確保すること

②提案・要望の実現効果

1. 公益性を持つ公共施設に準ずる民間建築物に対する補助制度拡充

公共施設に準ずる民間施設の耐震化の状況(平成29年度末現在)
(耐震改修促進法第14条第1号特定既存耐震不適格建築物)

賃貸住宅等を除く	S56 以前 耐震性なし		S56 以前 耐震性あり	除却	S57 以降	合計	耐震化率 (e+c)/(f-d)
	a	b	c	d	e	f	
1 学校	4	19	15	11	92	141	79.25%
2 病院・診療所	5	6	3	2	83	99	88.65%
3 劇場・集会場等	2	0	0	0	52	54	96.29%
4 店舗	14	40	15	6	264	339	83.78%
5 ホテル・旅館等	1	5	0	0	54	60	90.00%
7 社会福祉施設等	3	10	14	10	398	435	96.94%
10 その他 (事務所・工場)	26	72	43	26	569	736	86.19%
合計	55	152	90	55	1,512	1,864	88.55%

単位:棟

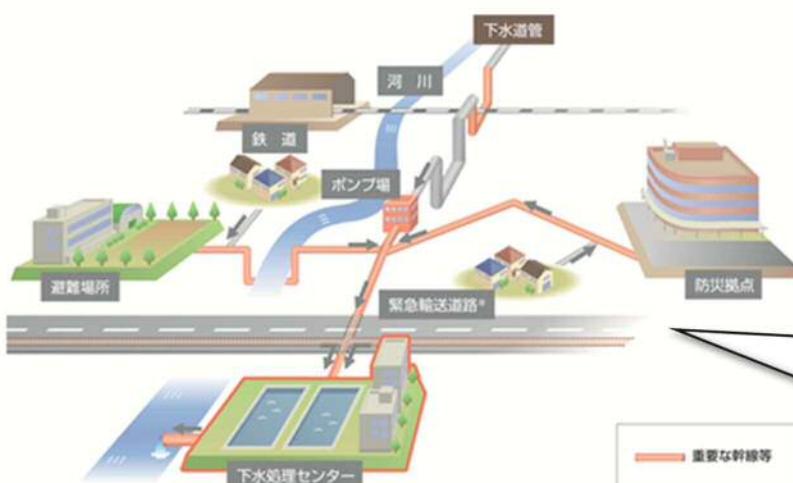
2. 対象建築物の対象規模要件の引下げ

国の補助要件に満たない小規模民間施設の耐震化工事等に対し、市単独で助成

対象要件の引下げ

★国の補助適用により市の財政負担が軽減し、より多くの民間施設の耐震化への助成が可能となり、さらなる耐震化の向上に寄与

3. 下水道施設耐震化による地震対策のイメージ



重要な幹線等の耐震化を優先的に進めることで、防災力の向上が図られる

③背景・理由

1 高い公益性を持つ公共施設に準ずる民間建築物に対する補助制度の拡充

- ・ 適切な医療提供体制の維持を図る上で重要な役割を果たす「病院等の医療施設」など、高い公益性を持った民間施設は、首都圏の防災力向上に寄与する極めて重要な建築物であることから、耐震診断や耐震改修が促進されるよう、助成制度や負担軽減のための支援制度を強化する必要がある。
- ・ 以上から、**公共施設に準ずる民間建築物に対する補助率の引上げなど補助制度の拡充および必要な財源の確保を要望するものである。**

2 民間建築物の耐震化に対する補助対象の拡充

- ・ 本市では、民間建築物に対する耐震補強等助成事業を、社会資本整備総合交付金を活用して実施しているが、「**住宅以外の建築物**」について、延べ床面積、階数などの規模要件に満たない建築物は国費の補助対象外とされている。
- ・ しかしながら、小規模な建築物においても、自治会館、老人ホーム、幼稚園など多数の者が利用する建築物については、耐震性が確保されていないものも多く、本市としても、地震災害時における安全確保は重要であり、耐震化の促進は喫緊の課題と捉えていることから、国の補助要件に満たない民間建築物の耐震補強工事や建替え工事に対する助成事業を実施している。
- ・ 以上から、「**住宅以外の建築物**」の耐震補強工事及び建替え工事に対する補助の対象要件の引下げを要望するものである。

3 下水道施設耐震化事業に係る財源の確保

- ・ 本市の下水道事業においては、既存施設を最新の耐震基準に適合させるために、優先順位を考慮しながら調査、耐震診断、設計、工事と順次進めている。
- ・ 現在は、市外・県外からの災害復旧活動の要所となる**緊急輸送道路**における管渠の耐震化を優先的に実施し、併せて市内防災拠点及び避難所から排水を受ける管渠等の耐震化を進めている。特に、「さいたま新都心」周辺は、「首都圏広域地方計画」において首都圏の災害時のバックアップ拠点と位置付けられており、下水道施設の耐震化を早急に進める必要があることから、**当該事業の財源確保について要望するものである。**

[担当：建設局建築部建築総務課長 桜井 慎二 TEL 048-829-1539]
[担当：建設局下水部下水道計画課長 石田 明 TEL 048-829-1562]

28 荒川水系河川整備計画の促進

①提案・要望事項

- 1 河川防災ステーションについて、整備を促進すること
- 2 さいたま築堤について、整備を促進すること
- 3 荒川調節池群について、整備を促進すること

②提案・要望の実現効果

河川防災ステーション

イメージ図(災害時)



(仮) さいたま市水防センター

イメージ図(平常時)

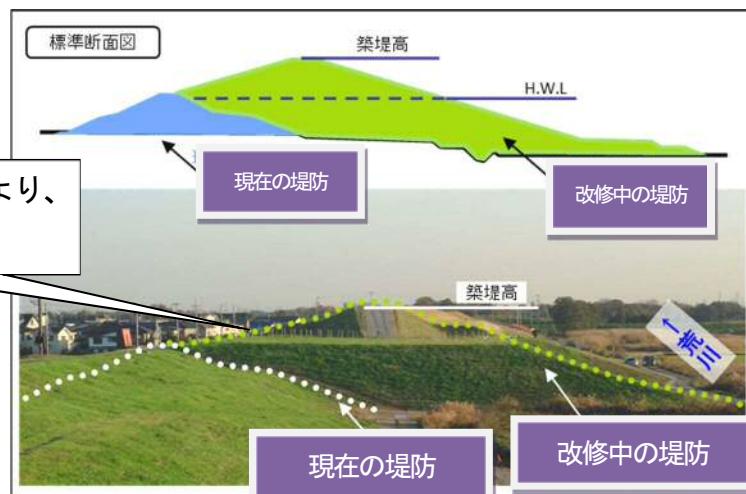


平常時は公園的に利用

★災害復旧時に重要な役割を果たす拠点となる。

さいたま築堤

★堤防を強固にすることにより、破堤のリスクが解消される。



③背景・理由

1 河川防災ステーション等の整備促進について

- ・ 河川防災ステーションは、市民を洪水などの水害から未然に防ぐためだけではなく、緊急用河川敷道路を活用することで、震災等の復旧時に重要な役割を果たす拠点として整備が進められている。
- ・ 河川防災ステーションの整備に併せて、有事の際の緊急復旧活動拠点として「(仮称) さいたま市水防センター」を本市が整備することとなっている。
- ・ 当該地区は、D I D地区が至近にあり、首都直下型地震の発生時には、緊急復旧活動拠点としても有効であることから、河川防災ステーションや緊急用河川敷道路について、整備の促進を要望するものである。

2 さいたま築堤の整備促進について

- ・ さいたま築堤の整備については、国の荒川水系河川整備計画に位置付けられ、現在、本市西区内において整備が進められている。
- ・ 荒川が破堤した場合は、流域である市域西部の大部分が浸水すると想定されていることから、治水安全度向上に向けて、より一層の整備の促進を要望するものである。

3 荒川調節池群の整備促進について（新規）

- ・ 荒川調節池群については、効果的にピーク流量を低減させ下流への負荷が低減されるとともに、洪水の安全な流下の阻害となっているJR川越線の橋梁架替と合わせ本市の治水安全度が向上することから、整備の促進を要望するものである。

④参考



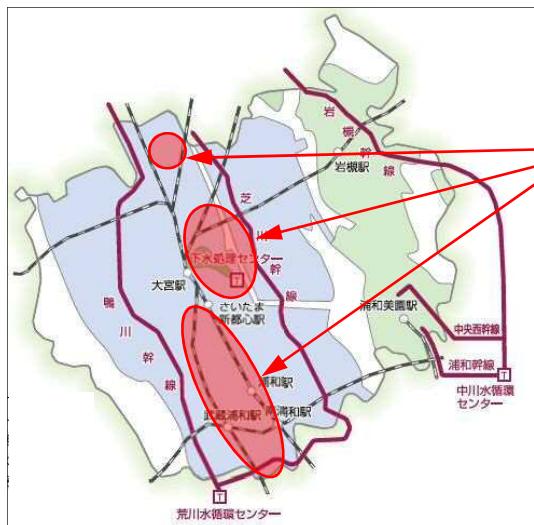
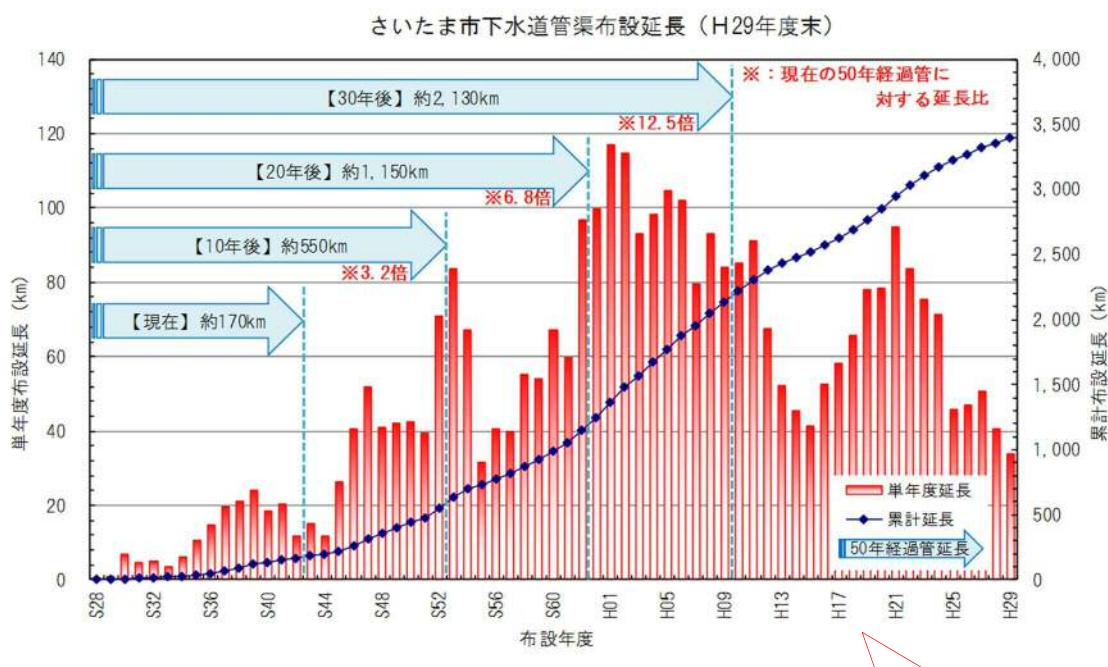
[担当：建設局土木部河川課長 秋谷 陽一 TEL 048-829-1582]

新規 29 下水道施設の改築への国費支援の継続

①提案・要望事項

下水道施設の改築に係る国費支援について、公衆衛生の確保や公共用渓域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、確実に継続すること

②提案・要望の実現効果



老朽化が懸念される
標準耐用年数50年を経過する
管渠延長は、今後急速に増加

布設年度が特に古い合流式下水道区域
→都市機能が集中する市街地

管路破損による道路陥没や下水処理
機能の停止が及ぼす社会的影響大

計画的な改築により、事故発生や
機能停止を未然に防止

③背景・理由

- 下水道事業については、受益者負担の観点から、国の支援は未普及の解消及び雨水対策への重点化が提示された。（平成29年度財政制度等審議会）
- 国土交通省から、下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等への重点化の方針が通知された。

（平成29年12月）

- 下水道施設の改築への国費支援がなくなると、人口減少が本格化する中、著しく高額な下水道使用料を徴収することとなり、市民生活に影響が生じる。
- 一方、下水道使用料の大幅な引上げについて理解が得られず、施設の改築が進められなくなった場合、**道路陥没や下水道処理の機能停止**によりトイレの使用ができなくなるなど、市民生活に重大な影響が及ぶ恐れがある。
- 下水道は、地域から汚水を排除することによって公衆衛生を確保するとともに、汚水を浄化・放流することによって**公共用海域の水質を保全**するなど、公共的役割が極めて大きな事業であるが、この役割は、新設時も改築時も変わるものではない。
- 以上、市民生活の維持や、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、下水道施設の改築に対して、国費支援を確実に継続することを要望するものである。

④参考

【下水道の老朽化に起因する道路陥没状況】



[担当：建設局下水部下水道計画課課長 石田 明 TEL 048-829-1562]

30 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決

①提案・要望事項

拉致問題の早期解決に向けて積極的に取り組むこと

②提案・要望の実現効果

- 政府認定17名に係る事案



★積極的な取組の実施により拉致問題の早期解決へ

- ・外国政府及び国際機関との情報交換、国際捜査共助その他国際的な連携の更なる強化
- ・日朝政府間協議を始めとするあらゆる機会を捉え、北朝鮮による拉致問題の解決に向けた具体的な行動について継続した強い要求

③背景・理由

- 平成14年9月、北朝鮮は日本人の拉致をはじめて認め、謝罪し、再発の防止を約束している。現在、日本政府は17名の日本人を拉致被害者として認定しており、そのうち5名は同年10月に帰国が実現したが、残りの被害者の安否については、いまだに北朝鮮から納得のいく説明はされていない。また、帰国を待ちわびる拉致被害者家族の高齢化が進んでいる。
- 本市では、北朝鮮人権侵害問題啓発週間に、市報への啓発記事の掲載や10区役所における啓発用看板の設置など、市民への啓発活動に取り組んでいる。
- また、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等による署名活動への協力や拉致被害者に対する支援等の活動を行う民間団体が開催する事業への後援を行うなど、拉致問題解決に向けた取組を行っている。
- 北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決されるべき喫緊の重要課題である。
- 外国政府及び国際機関との情報交換、国際捜査共助その他国際的な連携を更に強化し、日朝政府間協議を始めとするあらゆる機会を捉え、北朝鮮による拉致問題の解決に向けた具体的な行動について継続した強い要求を行うなど、拉致問題の早期解決に向けて積極的に取り組むことを要望するものである。

[担当：総務局総務部総務課長 穂刈 浩 TEL 048-829-1083]

新規 31 女性消防吏員の更なる活躍の推進に向けた施設整備の財源確保について

①提案・要望事項

女性消防吏員の更なる活躍推進に向け、消防署所における職場環境の整備が図られるよう、女性専用施設（浴室、トイレ、仮眠室等）の整備に関する費用について、必要な財源を確保すること

②提案・要望の実現効果

総務省消防庁「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」資料によると



女性の活躍推進は、国の成長戦略の重要な柱となっている
消防本部における女性吏員の割合は、約 2.4 パーセントと未だ低い
が、年々増加傾向にある

女性消防吏員の活躍を推進する意義

1 住民サービスの向上

女性を含めた多様な経験を有する職員が住民サービスを提供することによって、子どもや高齢者、災害時の要支援者など、様々な状況にある多様な住民への対応力が向上し住民サービスの向上が図られる。

2 消防組織の強化

多様な視点でものごとを捉える組織風土、育児・介護などそれぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成されることにより、組織の活性化、組織力の強化、士気の向上が図られる。

→ 先ずは、消防署所の施設整備が急務

③背景・理由

- 平成 27 年 7 月 29 日付消防庁次長通知「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」において、消防吏員に占める女性消防吏員の比率を平成 38 年度当初までに 5 パーセント以上引き上げることを共通目標とし、毎年の女性採用者数をこれまでの 2 倍から 2.5 倍程度以上に引き上げることにより、女性消防吏員比率を 10 年間で倍増させることとされている。
- 平成 28 年 1 月 25 日付消防庁総務課事務連絡「平成 28 年度消防庁予算案及び平成 28 年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し・その他留意事項について」において、消防署所等における職場環境の整備が図られるよう、女性専用施設（浴室、仮眠室等）の整備に要する経費について、特別交付税措置を講ずることとされ、以降、平成 29 年度、30 年度と継続して措置されている状況となっている。
- さいたま市特定事業主行動計画「第 1 次女性活躍推進プラン」（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日）において、女性消防職員の採用割合の引き上げ数値目標 6 パーセントに対し、4.3 パーセントという結果となっている。
- 本市の消防署所等における女性仮眠室等の整備であるが、平成 30 年 4 月 1 日現在 25 消防署所のうち、浴室、仮眠室の整備が半数に至らない状況となっている。
- 今後、目標とする数値に引き上げるためには早急な施設整備が必要となり、消防分野においても女性が増加し活躍することは、住民サービスの向上と消防組織の強化につながることから、現在の特別交付税措置のみではなく、当該事業の確実な財源となる国庫支出金（国庫補助）や地方債等の特定財源として措置するよう要望するものである。

[担当：消防局総務部消防企画課長 萩原 正之 TEL 048-833-9258]

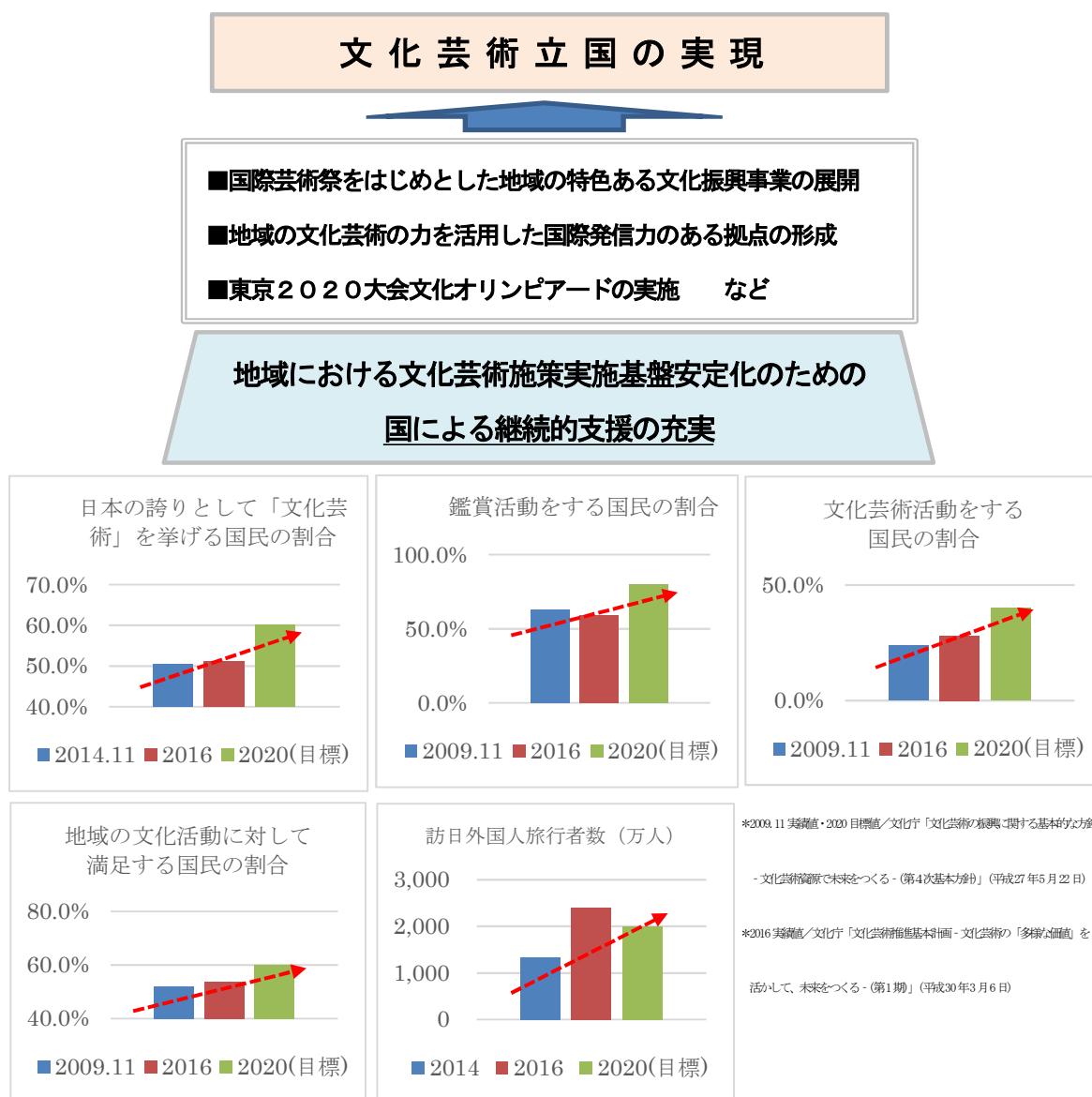
7 交流・コミュニティ

新規 32 文化芸術活動支援策の更なる充実

①提案・要望事項

「国際文化芸術発信拠点形成事業」補助制度の継続的な実施をはじめとする、地域における文化芸術施策に対する支援の充実を図ること

②提案・要望の実現効果



*本市の取組により、上記の目標実現はもとより、我が国の2020年以降における文化芸術立国の実現に向けた取組に寄与することが可能

③背景・理由

- 本市では、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、「さいたま市文化芸術都市創造条例」を平成24年より施行し、平成26年には同条例の理念を具現化するためのものとして、「さいたま市文化芸術都市創造計画」を策定した。
- 平成28年、同計画において重点プロジェクトと位置付ける国際芸術祭「さいたまトリエンナーレ2016」を本市として初めて開催したところ、6万人超の参加者と30万人超の来場者があり、また29億円を超える経済効果をもたらしたことで、地域の活性化や文化芸術都市の創造に一定の効果や弾みをもたらしたものと考えている。
- 国においては、東京2020大会を見据え、平成29年に「文化芸術基本法」を改正し、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することはもとより、観光、まちづくりその他様々な分野における振興に役立てることとしたほか、地域における文化芸術の振興のため、芸術祭の開催支援等、国として必要な措置を講ずることを明らかにしており、大いに評価できるものである。
- 本市においては現在、2回目の「国際芸術祭」を、東京2020大会の公認文化プログラムとして同年春に開催すべく鋭意準備にとりかかっているところであり、こうした取組は、本市文化芸術の更なる振興はもとより、首都圏及び東日本のブランディングの確立、そして我が国の文化芸術立国の実現に寄与することができるものと考えている。
- 芸術祭開催をはじめとする文化芸術施策の展開及びその効果を得るには、相当程度の期間と経費を要する。特に、財源の確保は地方自治体にとって大きな課題となっている。そうした中、地域における文化芸術施策を継続的・安定的に展開することを目的として創設され、平成30年度から支援が始まった「国際文化芸術発信拠点形成事業」については高く評価しているところである。
- 今後、国におかれでは、「国際文化芸術発信拠点形成事業」の特色である複数年度に渡って支援を行う補助制度の継続をはじめ、**地方自治体にとって有用な文化芸術施策に対する支援の更なる充実を要望するものである。**

[担当：スポーツ文化局文化部国際芸術祭開催準備室長 杉本 達洋 TEL 048-829-1199]

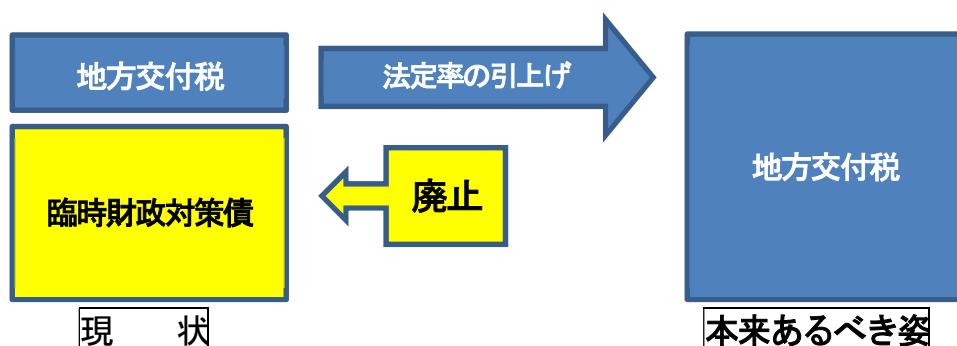
8 行財政改革

33 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

①提案・要望事項

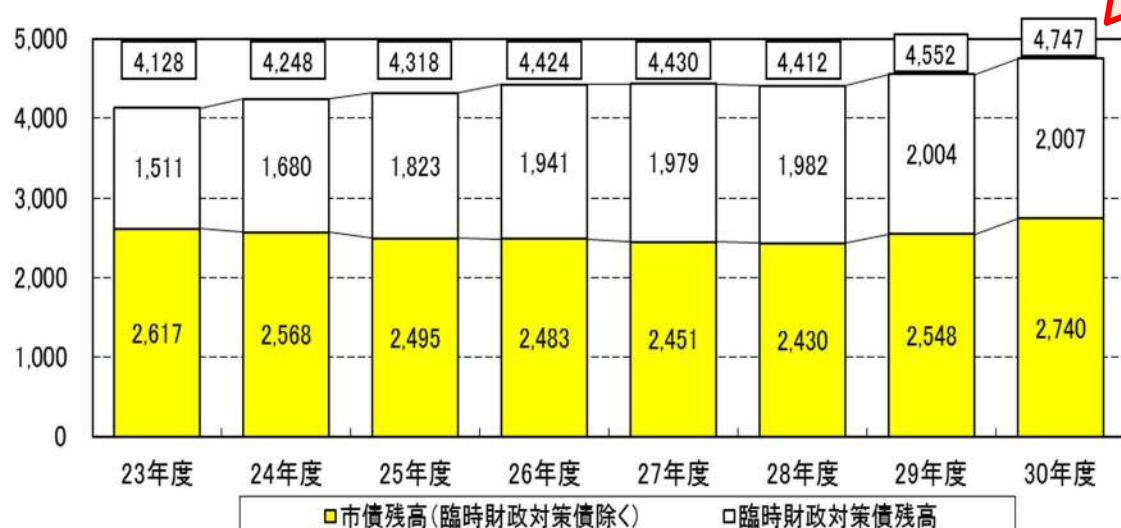
- 1 地方交付税については、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要な総額を確保すること
- 2 地方交付税原資の不足額は、地方交付税法第6条の3第2項の規定に従い、法定率を引き上げて対応し、臨時の制度として導入した臨時財政対策債については、速やかに廃止すること

②提案・要望の実現効果



○ 臨時財政対策債市債残高の推移（一般会計）

(単位：億円)



残高増加!

平成29、30年度は見込額

③背景・理由

1 地方交付税必要額の確保について

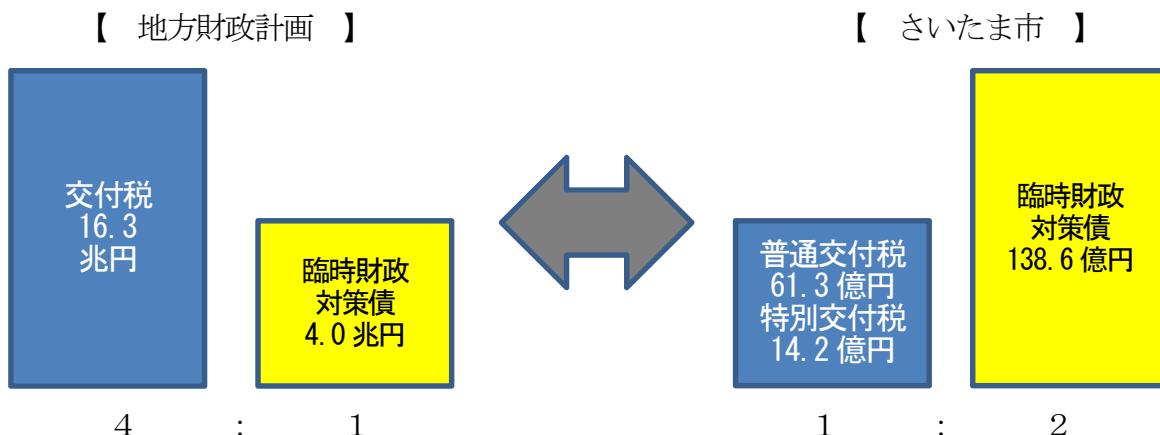
- ・ 地方交付税については、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではなく、社会保障と税の一体改革等に伴う新たな地方負担を含めて地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保することを要望するものである。

2 臨時財政対策債の廃止と地方交付税原資不足への対応について

- ・ 平成13年度から導入された臨時財政対策債は、地方の財源不足を補てんするため地方財政法の特例として発行されている臨時的かつ特例的な地方債であり、当初は3年間の臨時的な措置のはずであったが度重なる延長で長期化している。
- ・ 他方で、臨時財政対策債は、その元利償還金が基準財政需要額に算入されるものの、臨時財政対策債の償還を臨時財政対策債で対応している現状から、年々、地方の臨時財政対策債の残高が増加し続けており、将来の公債費の増大に大きな影響を及ぼしている。
- ・ 以上から、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税法の趣旨に則り地方交付税の法定率引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止することを要望するものである。

④参考

○ 地方財政計画（平成29年度）との比較



※地方財政計画、さいたま市の交付税について震災復興特別交付税は含んでいない。

[担当：財政局財政部財政課長 伊達 雅之 TEL 048-829-1150]

平成31年度国の施策・予算に対する提案・要望（前期要望）

平成30年6月

発行 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

〒330-9588

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

048-829-1033（直通）



健幸で元気に暮らそう！
Smart Wellness
スマートウェルネス **さいたま**

さいたま市PRキャラクター
つなが竜 ヌウ

日本最大規模を誇る都心緑地空間“見沼田んぼ”的主の子孫。

生まれ育った見沼（ミヌマ）から「ヌウ」と名づけました。
ヌウ=nùにはフランス語で「飾り気のない」「素」の意味があります。

「つなが竜」には、さいたま市の魅力を伝え、
人々の「つながり」を深める役割を担う意味がこめられています。



もっと身近に、
もっとしあわせに

さいたま市は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される**2020年までに**、
市民満足度90%以上を目指す「さいたま市CS90運動」に取り組んでいます。

* CS…Citizen Satisfaction = 市民満足度